

第 4 3 9 回 ( 定 例 ) 福 崎 町 議 会 会 議 録

平 成 2 3 年 6 月 2 2 日 ( 水 )

午 前 9 時 3 0 分 開 会

1 . 平 成 2 3 年 6 月 2 2 日、第 4 3 9 回 ( 定 例 ) 福 崎 町 議 会 は、福 崎 町 役 場 に 招 集 さ れ た。

1 . 出 席 議 員 1 5 名

1 番	北 山 孝 彦	9 番	宮 内 富 夫
2 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	釜 坂 道 弘
3 番	石 野 光 市	1 1 番	東 森 修 一
4 番	小 林 博	1 2 番	富 田 昭 市
5 番	志 水 正 幸	1 3 番	広 岡 史 郎
6 番	福 永 繁 一	1 4 番	吉 識 定 和
		1 5 番	高 井 國 年
8 番	難 波 靖 通	1 6 番	松 岡 秀 人

1 . 欠 席 議 員 ( な し )

1 . 事 務 局 よ り 出 席 し た 職 員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 吉 識 功 二

1 . 説 明 の た め 出 席 し た 職 員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	中 島 勉
会 計 管 理 者	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	山 口 省 五
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ くり 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	山 本 欽 也	水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	後 藤 守 芳

1 . 議 事 日 程

第 1 一 般 質 問

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

1 . 開 会 及 び 開 議

議

長 皆 さん、お は よ う ご ざ い ま す。

た だ い ま の 出 席 議 員 数 は 1 5 名 で ご ざ い ま す。

定 足 数 に 達 し て お り ま す。

よ っ て 本 日 の 会 議 を 開 き ま す。

そ れ で は 日 程 に よ り 一 般 質 問 を 続 け て ま い り ま す。

5 番 目 の 通 告 者 は 吉 識 定 和 君 で あ り ま す。

1 . 自 治 体 の 役 割 と 責 任 に つ い て

## 2. 食育推進基本計画について

以上、吉識議員どうぞ。

吉識定和議員 通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問事項はただいま議長ご案内のとおりでございます。

まず、自治体の役割と責任についてからお尋ねをいたします。

3月11日の東日本大震災での地震と津波、その影響を受けた福島第一原子力発電所の災害は、100日経過しました今日も深刻な状況が続いておりまして、人々の間に大きな不安が広がり、周辺の自治体も大変な苦境に閉ざされております。

原発について考えてみますと、大震災前までは高い日本の技術力でCO<sub>2</sub>による地球温暖化問題の解決が図られるということもございまして、自動車に続いて日本が外貨を稼ぐ有望株だというような位置づけがされておりました、行け行けどんどの状況ではなかったかと思えます。

ところがこの深刻な福島の事故以後、ドイツ、イタリアなどはいち早く原発をやめるということが決まりました。国内でも中部電力浜岡原発を菅首相の強い要請でとめるという事態になりました。知事さんにすれば、多くの県民の安全、安心を得られないと継続して進めていけないというところから、お立場もよく理解ができますし、そういうことでとまっております。

そういうふうな中で、この太陽光や風力、地熱などの自然再生エネルギーを活用した発電が大きく注目されております。と申しましても、これはすぐ間に合うというものではございませんで、もう既に昨日あたりから大分暑くなってまいりましたが、夏場に入ってまいりまして、我々が住まいをしております地域の関西電力でも一律15%の節電要請をしておるということで、首都圏の計画停電の実施以来、この節電についても連日テレビ、新聞等に報道されております。

この関西電力の15%の節電要請について、大阪の橋下府知事は15%の根拠がきちんと説明されていないということで、いつものようにマスコミを使ってうまくアピールしておられるという状況です。

そこでお尋ねするんですが、福崎町ではこの関西電力の15%節電要請に協力するのかどうか、まず福崎町長としてのお答えを嶋田町長にお願いしたいと思います。

町長 非常に難しい答えなんですけど、答えをする場合、問われている内容で答えるということが大切なのでありますが、まず答える場合に、やはりこの場合、よくこの議会でも使われる不易と流行という立場でお答えをさせていただきたいと思えます。

不易という立場に立ちますと、節ということは節約とか節電とか、無駄なことを省いて有効に使うという場合に使うわけでありまして、どんな場合でも節電に協力する。節約して無駄を省く。これは私は大賛成であります。しかし、それは余り強制をしてやるべきものであるのかどうかという点になりますとその場、その場で考えていかなければならないと思えます。ただ、今、関西電力が15%を要求した時点でどう考えるのかということが問われているわけでありまして、私はまず答える内容そのもの、福崎の状況をよく知っていないということは大変申しわけなく思っております。例えば福崎町の総電力のうち関西電力から幾ら送られてきているのか、15%というのは一体どれぐらいの量なのかということ私にはよく知らないわけでありまして、具体的にこれに答えるということではできませんが、一般的に不易として節約に、節電に協力するということはやぶさかでないと思っております。

ただ、関西電力がみずからの原発を延命維持するという立場でそれを申し述べておられるということであるならば、私はノーという答えを推したいと思います。

吉識定和議員 ありがとうございます。

先ほども言いましたように新聞やテレビでは最近、特に将来のエネルギーの問題を取り上げていろいろと議論されております。その中で原子力発電のコストの問題なんかも言われておりますし、あれが果たして本当に正しいコストなのかどうかということも含めて議論すればいいんですが、きょうは節電ということをお尋ねする予定にしておりますし、限られた時間の中でございますので、また機会を改めてできればいいなと思います。

私も15%節電と言われましても、家庭の話なんですけど、私と家内と2人でございまして、もう大体そんなお金がないものですから、できるだけ電気は使わないように節電をしておりますので、この上にまだ15%の節電というと、どうしたらいいんやろうかなと家内と話をしておるんですが、実際難しい問題だと思います。それも財源のこともございますんで、本当に町長がおっしゃるように悩ましいことだなと思っております。

ただし、節約という意味ではというふうな町長の答弁でしたんで、次にまいりますが、本町では例年より早くからクールビズも実施されておりますが、福崎町として節電策についてはどういうことをお考えになっておるのかをお尋ねいたします。

住民生活課長 まず住民向けの節電対策ということで、福崎町の取り組みについては地球温暖化防止対策の一環として、今まで住民に対してはエコ対策という形で、節電についてはシリーズで町広報に掲載いたしております。それぞれ平成20年の6月から11月号までシリーズで出したり、7月、8月にも出しております。今年度、7月号にも節電とかエコ関係の記事を掲載する予定をしております。当然、今後においても住民向けには節電にかかる啓発を行っていきたいと考えております。

吉識定和議員 住民向けにいろいろと広報するということですが、それだけですか。

住民生活課長 住民には、具体的な形で節電項目もシリーズで掲載しておりますので、それを実践していただくようにできるだけ広報等、努力していくということで行っていきたくて考えております。

吉識定和議員 つい先ほどですけども、私が質問させていただきます原稿をお渡ししているんですけど、問3のところに「企業、一般家庭にも節電が要請されていますが...」ということを書いておまして、次にお尋ねするんです。私。これやったら、前もって渡したって何もならないし、よく読んでくれているのかと思うんですけどね。だから何回も重ねて聞いているんです。福崎町として、町自身がどういう節電対策を協議されてるのか、それをどういうふうにも実施していこうとされてるのかということをお聞きしているんです。

住民生活課長 具体的には、関西電力からお願いという形で「ご家庭のお客様には、エアコンの温度設定は28度を目途、不要な照明は消して、できるだけ夜間も減らす」という依頼がありますが、これについてはもう既に、節水とか節電対策については今申し上げましたとおり、住民向けには節電をしていただくような具体的な項目で依頼をしておるということでございます。

吉識定和議員 こだわりますけれども課長さん、例えば、よく出てますけれどもJRなんかでも、昼間の余り乗らないときに間引き運転をして節電するというようなことも、やるんかやらないのか知りませんが言われています。例えばLEDの電気をつけるとか、消費電力の少ない電球にかえるとかが、そういうことが町として協議がなされておるのかなと思ひまして。恐らくこういうご時世ですから、なされ

ておるであろうと思いますので、お聞きしておるわけです。私の問いかけの真意がよく伝わっていないと思うんですが、私は説明が下手ですから申しわけないのですが、よろしく願いいたします。

総務課長 ただいまは町民に対しての計画という観点で松岡住民生活課長が答弁いたしましたけれども、私のほうからは庁舎関係の取り組みということでお答えをさせていただきたいと思います。

現在の取り組みは、地球温暖化防止実行計画に沿いまして昼休みの消灯、それから毎週水曜日のエコアクションデーの実施、早期退庁の事です。またゴーヤでの緑のカーテン、夏のエコスタイルなどの対策を行っております。それに加えて今回、関西電力や兵庫県からの呼びかけを受けまして7月1日から9月30日までの間、開庁後と閉庁前の各30分間の冷房の使用を控える、それから役場庁舎の自動販売機照明を消灯させる、廊下の間引き消灯、パソコンを10分以上使わない場合は自動休止設定を行うなどの取り組みを行うことといたしました。

吉識定和議員 ありがとうございます。

いろいろと取り組みをされております。結構かと思えます。そういうふうにお答えをいただきますと、私も家庭でどういう対応をしたらいいのかというようなヒントにもなるというふうに思います。

そこで次にお聞きをしますのが、先ほど課長さんがおっしゃいましたように一般家庭にも節電が要請されておりますけれども、町としてどういう役割を果たそうとお考えになっているのか。広報するという事は先ほど答えられましたが、町はほかにどういうことをされようとしているのか。あれば、町の果たす役割も合わせてお答えをいただけたらと思うのです。

住民生活課長 具体的に15%という形での関電の試算によりますと、エアコンを28度設定にすると10%の減、エアコンを消して扇風機にすると50%の減、冷蔵庫設定を強から中にすると2%、照明は小まめに消灯が5%、テレビの電源をオフにすると2%、長時間使わない電化製品のプラグを抜くと2%という数字が出ておりますので、こういった形で住民には啓発して、節電をお願いするという形を取っていきたいと思います。

吉識定和議員 節電策を実施することによっていろんな影響が出てくるのではないかと。その影響を逆手にとって商売のチャンスに生かしていくということを企業はおやりになっておるようですが、その影響。町について、企業について、一般家庭についてどういう影響が考えられるのか。じゃあ課長さん、もう一回その影響についてお考えになることを答弁してください。

住民生活課長 企業についての影響ということですが、町内の企業にも何社かこの節電対策については問い合わせをしております。企業の取り組みとしては、電力使用に出窓監視装置を取りつけ、電力を自動でカットする。エアコン設定を28度にする。ソーラー発電装置の取りつけ。社内蛍光灯を省エネタイプのものに取りかえ。古いエアコンを新しいものに取りかえる。サマータイムにてピークをずらす。工場をスポットクーラーにして対応と、長期展望では社内照明の水銀灯をLED化と、そういう対策をとるといえるように聞いておりますが、企業についての影響は投資的な経費、措置については若干発生するかとは思いますが、その他、大きく企業で生産体制に影響するとかということは聞いておりません。

吉識定和議員 先ほどの答弁は企業についてですから、一般家庭についてはどうですか。また町そのものについてはどうですか。

住民生活課長 住民に対しても、今申し上げました節電対策の啓発をするわけですが、若干いろいろなことに小まめに気をつけて、いろいろな消灯とか電源を切るとか、冷蔵

庫を中にするという形で、生活に大きく影響するとは私ども考えておりません。  
総務課長 町についてということで、庁舎に来られるお客様につきましてはできるだけご迷惑がかからないように、影響が少なくなるように考えております。冷房実施の時間帯が若干短くなりますので、健康管理の面でちょっと心配な点もあるんですが、できるだけ影響のないように進めていきたいと思っております。

吉識定和議員 いろいろとお答えをいただきまして。町についても例えば本庁舎、文化センター等も建設後相当年数がたっておりますので、冷暖房の機能が細かな、微妙な温度設定が難しいということもあるようでございますので、庁舎の建てかえを含めて、設備を更新するのかもしれないのか、財政も考えながら長期の計画をするといういい機会になるのではないかと。すぐできるかできないかは、これは懐の問題でありますので、そういうとらえ方をすれば前向きに進めていけるのではないのかと思います。

節電についてはよく皆さんお考えになっておるでしょうし、町も検討されておるようでございまして、たくさん実施をされておりますので、テレビの地デジ化についてお尋ねします。7月24日ということになって、余すところ約1カ月になりました。町内での進みぐあいですね。最初に説明があつてから4年ぐらいはたつんじゃないかと思うのですが、いよいよ最終になった段階での町内での進みぐあいはどのようなものなのかお答えいただきたいと思っております。

企画財政課長 町内各家庭等における地デジの進捗率につきましては、ちょっと確認のしようもないわけですが、これまでの取り組みといたしましては、まずそれまでのアナログに対する共聴施設というのがございました。これらにつきましては個々の組合に説明いたしまして、協議もしながら、また財源も確保しながら開始を進めてきておりました、一応それぞれ開始が済んでおります。それから、電波が入りにくいと思われるようなところですか、また「テレビを買いかえたんだけども映らない」というような申し出があつたところにつきましては、テレビ受信者支援センターに連絡をとりながら電波の状況を測定等して、個々に対応してきております。

一般住民向けには、これまで町の広報紙で7回程度周知もしておりますし、平成21年7月には各集落の公民館において説明会もしております。それから、平成22年8月には町内4会場で相談会、説明会等を実施しておりますので、現在のところ、特に問題があつて対応ができていないというところは把握しておりませんので、特段、問題はないかと考えております。

吉識定和議員 それは結構なことでございます。いろいろと手をつくして進めておられますので、非常に結構かというふうに思いますが、特に高齢者夫婦とか高齢のひとり住まいの方等は、毎日アナログテレビを見ておられますと、ずっと「地デジはいつまで」「あと何日」というのが出ておるのですが、その地デジが何か、アナログが何かを理解をできませんと、いくら毎日、テレビを見てその画面に書いてありましてもわかりませんので、そういう方が7月24日にある日突然、そういう方にとってはある日突然になるわけですから、テレビが映らないということになりますと、特にひとり住まいの方などはテレビが一番のお友達というのか、話し相手というのか、話はしても答えはありませんけれども、必要だろうと思っておりますので、そういう方に対する特段の配慮をお願いしたいと思っております。特にそういうことを思っておりますので、もしそういう把握がされておればお答えをいただいたらと思うんです。

企画財政課長 先ほどの答弁でも申し上げたんですが、個々の状況というのは把握できておりません。ご質問されましたように、常にアナログテレビでは周知もされておるま

すし、21年7月に各公民館で実施しました説明会は平日の昼間に開催しております。全体で850人程度参加していただいておりますので、そういった方々も参加いただいているのではないかと考えております。ただ、7月24日が過ぎまして、映らないというご連絡がありましたらこちらでも対応させていただきますし、デジサポ兵庫でも対応をしております。また、役場の中に臨時相談コーナーといったものも8月下旬まで設置しております。これにつきましては、デジサポ兵庫への直通の電話を置いております。電話で対応を指導していただきながら、もしできないようでしたら個別に訪問して対応していくということにしております。

吉識定和議員 特に高齢者に対する対策をお願いしておきたいと思います。「これだけ言っているんだから、わかってもらっているだろう」と思っているとしても、現実はなかなかそうはいっていないというのが常日ごろの状況でございまして、お願いをしておきたいというふうに思います。

次に火災警報器です。これの設置については5月末が一区切りとのことだったと思うんですが、町内の状況はどうなっているのか。把握ができておればお答えください。

住民生活課長 ただいまの実態についてはというご質問ですけれども、実態調査は現在行っておりません。

吉識定和議員 じゃあ、どういうふうになっておるのかということは何もつかめていないということですか。

住民生活課長 以前に消防署の関係で、推計で統計をとらえたものがございまして、5月31日が過ぎたことにより、今後は実態調査を進め、災害予防の大切さを住民に呼びかけるように努めていきたいと考えております。

吉識定和議員 これまでに消防団が啓発して、お求めの方にはあっせんをするということもやりになっておるようですし、この質問の例にも書いておりますように、4月17日に私どもの自治会では自主防災訓練を実施いたしました。その際、この警報器の重要性などというようなことも機能からお話をしていただきまして、じゃあ自主防災組織があっせんしようということで取り組みをしていただきました。そうしますと、いよいよ5月31日ですよということを言いますと、「買うてもいいと思ってたんやけど、まだまだ先の話やと思っとったんや」と。「これを契機に設置をしようか」ということで、100個ぐらいの注文がありました。それも、先ほど言いましたように、若い方は設置するのは簡単なんですが高齢者のひとり住まいの方には設置できませんので、自治会の中で1個200円もらって、かえってボランティアといいますと年配の方は気を使われまして余計に高くつきますので、1個200円ということで設置をしてさしあげるといふような対応をしました。

災害が起こりますと自助が一番というのはよく私も承知をしているわけなんです。常日ごろから「いのちとくらしと人権を守る」ということを言われておるわけですから、福崎町としては、もう一度、今後どのようなことをされるのか、そういう見地からお答えをいただけたらと思います。

町長 吉識議員さんのところで取り組まれた内容というのは、恐らく特許は取っておられないと思うんですね。ですからそういういい方法はすぐ区長会のお互いの連絡文章でありますとかで、いい経験は町内が共有するというのもひっくるめて、これまで八反田でもやられておりますし、そういう経験はより早く普及をやって全町が取り組めるように、もっといい方法が体験されたところがあれば、それを全町に普及していくということが大事ななというふうに改めて思っております。

す。

私たちはいろいろな取り組み方法を持ちますが、弱点は弱点として克服するというのも大事であります。プラス面は大いに啓蒙宣伝をして、まねをしてもらうということも非常に大事な課題かなというふうに改めて思いますので、西大貫の経験はぜひ普及させていただきたい。このように思います。

吉識定和議員 今、町長がおっしゃったようなことを、それぞれの幹部職員の皆さんもよく理解をしていただいて、本当にやって幾らですので、町民の皆さんは幾らいい計画ができません、幾らいいあいさつ切りましても何にもなりませんので、やっていただいて幾らというふうな世界でございますので、進めていただいたらと思います。

このぐらいで一点めのお尋ねを終わりにして、次に食育基本計画についてお尋ねいたしますとだけ書いてありまして、紙はございません。つくっていたんですが、眠たくなりましてやめました。

それで食育推進計画についてなんですが、一番最初に、これまで12月にもお尋ねしました。3月にもごくわずかですが、いつごろこの推進計画ができるんですかと、町民にはどのように広報されるのかとお尋ねいたしました。3月に「食育推進計画ができましたら詳しくお尋ねをします」ということを申し上げておりましたので、やっと手元へ来ました。このたびこの計画そのものについてお尋ねをする。既にこの概要版を各戸に配布されたということもよく承知をしておるところでございます。

それでお尋ねをするんですが、この食育推進計画の町の位置づけはどういうふうに位置づけられておるのか。きのうの最終の質問だったと思うんですが、副町長さんが答弁されておりましたので、もう一度あの答弁の内容も含めてこの食育推進計画の位置づけを副町長に答弁いただいたらと思います。

副町長 福崎町における第4次総合計画後期基本計画の中に、食育等をうたっております。こういったような形の中で課題でありますし、きのう「知育、徳育、体育、その上になおかつ食育」といったような、教育における分野での位置づけ等を教育長が答弁なさいました。そういう関係も含めまして、今後さらなる、当然、人間として育成する上で一番大切な食育でありますので、それら等については今後も含め推進してまいりたいと思っております。

吉識定和議員 私がわざわざ副町長さんをご指名いたしましたのは、嫌みと違うんやで。どうということかと言いますと、町の基本構想、基本計画それとの関連のご答弁をいただいたらと思ってお尋ねしました。いかがですか。

副町長 当然この食育等の分野につきましては、先ほど答弁させていただきましたように教育でありますとか、そういう分野もあるわけでありましてけれども、農業振興の一環、とりわけ地産地消の中でうたわせていただいておりますし、そういう概念的なところについては当然、福崎町における基本方向でありますとか、まちづくりの基本方向に合致しているものと思っております。とりわけ健康で安心して暮らせるまちづくりでありますとか、自然に優しい安全なまちづくりでありますとか、そういった観点については将来像と合致しているものと思っております。

吉識定和議員 3月議会の私の質問に対して町長は、「23年度予算は重点項目がいっぱいありますが、その中から特に3点に絞りました」と。「その中に食育推進計画を入れておりますということは私が先頭に立つということで、どの会合に行きましても食育についてはあいさつの中で必ず入れてまいります」という答弁をされて、食育の推進には本当に力いっぱい進めていくんだというご決意を述べられました。私も結構なことだと思っているわけです。そういうことなんですが、事業を実行

していくには財政的な裏づけがありませんと、大方の事業はなかなか前に進まないというのが現実だろうと思います。そういう点から、23年度予算には幾らぐらい食育推進について関連の予算が組んであるのか、いろいろ分かれて計上されておるだろうと思いますので、把握されておれば金額をお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 食育の推進につきましては、以前からやっておりますそれぞれの教室、イベントについて継続して予算計上しておりますが、23年度は特に食育推進事業といたしまして、地域子育て創生事業の補助金を活用して240万円程度の予算を計上しております。内訳につきましては、食育関係の講演会の講師の謝礼、または需用費、親子クッキング等の充実、また食育啓発事業、この計画書や概要版の印刷等の費用を今年度は計上しております。

副町長 町長が申しあげました平成23年度のまちづくりの3本の柱の一つでありますし、そういう観点から機構改革を行いまして、健康福祉課保健センターに食育の専門員として課長補佐を選任いたしております。人件費が一番大きな予算であります。

吉識定和議員 そうですね。人件費は高いですな。その人件費がきちんと生きてきませんといかんと思うんです。何するの人も人ですから。幾ら出してもいいんですが、それに見合った効果がきちんと出てくるということが大事だと思いますので、その辺はよくご承知だろうと思いますので、チェックしていただきたらと思います。

そんな中で、今の課長さんと副町長さんの答弁を合わせますと、大体想像がつかます。人件費も含めましてね。それでどういうふうに23年度進めていこうとされておるのかということ、今からお尋ねするわけです。この推進計画とこの概要版。概要版は各戸配布してございまして、町民の皆さんはごらんになったと思います。私もこれを見せていただきましたが、私は12月も食育推進計画について質問をさせていただいております、あのとき申しあげましたように視察にも公費で行かせていただきました。それなりに、何もしていない方よりは勉強をしておるつもりでございます。そんな中で概要版を見せていただきましたが、これを配ったら食育が進むんだというものでは全くない。一般の方がこれを見て、「これ何が書いてあるの」というのが実態だろうと私は思います。そのぐらい私が見ましてもわかりにくい。と思います。一生懸命お考えになったのをけなすのはえらい申しわけないんですが、本当の感想を申しあげておりました、よくわからない。私は、町民の一人一人が「私は何をやるんやろう」というふうなことがよくわからないと思います。

それで、そんなことを思うわけなんです、以前の委員会の報告でもあったように思うんですが、食育推進委員会というものが町では設置されまして、その設置要綱ができております。食育を総合的かつ計画的に推進するためにその委員会を設置するんだというふうにございます。それでこの第2条を見ますと、「委員会は次に掲げる事項を所掌する。」1番に、「計画の推進及びその評価に関する事項」ということが書いてございまして、この辺が私にはよくわかりません。20人の食育推進委員さんが何をどういうふうにするのか、その辺がよく見えてこないんです。これを見ますと、進めるのも推進委員だし、評価をするのも推進委員かなと。同じ人が、自分でやって自分で評価をするということになるのかな。大体評価をするのは第三者にさせていただくというのが通常ではないのかなと思うのですが、この辺のところ、どうお考えでこういう設置要綱をおつくりになったのか、ご説明をいただきたいと思います。

健康福祉課長 この委員会の要綱につきましては今言われましたように、計画の推進とその評価、また推進に関する事項を目的としております。今の予定では委員さんと行政



が一体となりまして町民の方へのPR、また推進についていろいろなご意見をいただき、これから進めていきたいと考えております。

吉識定和議員 この辺がちょっとよくわかりにくいところで、じゃあ果たして20人の方がどういう役割をお果たしになるのかよく具体的な像が見えてきませんのでお尋ねしているんですが、全般的なことはこのぐらいにしまして、実際のこの計画の中の一番わかりやすいことをお尋ねしましょう。

概要版にもございますが、この目標の達成状況に用いる数値指標、これについてお尋ねします。1番に、「朝食を毎日食べる人の割合、88%を100%（理念目標）」というような括弧があるんです。理念目標とは何なのか、よく説明を聞きたいと思います。私はよくわかりませんので。

健康福祉課長 88%から100%ということで理念目標ということにしております。これにつきましては、理想は100%。これが一番いいわけでございますけれど、目標としてその理想である100%を目指していきたいということで掲載をしております。

吉識定和議員 そうですか。そりゃそうですね。

だけど、町民の皆さんに理念目標というようなことを書いてもらってもなかなかわからないと思うんです。前にも町長に申し上げましたけれども、福崎町はわからないことが多いんです。新聞に「活力と芸術文化が香る...」とか何か書いてありましたね。あのとき私は申し上げたんですが、「町の説明責任というのは小学校の5年生にちゃんと理解できるような説明をしてもらわんと困る」と。「それが説明責任だというふうに思っております」ということを申し上げていますので。

この88%というのは何ですか、次の5ページか何かの数字ですか。言うてください。

健康福祉課長 これは児童・生徒にアンケートをとりまして、それで出た数字が88%ということでございます。

吉識定和議員 そうようなことだろうと思います。5ページか何かに「幼児保護者88%」とグラフのところにありますので、これだろうと思ったんですね。

そうようなところからいきますと、果たしてこの食育推進計画はだれを対象にしたものなのかと。一番大事なところですよ、根幹にかかわる。その幼児に対するアンケートの数字だけを流用して、それがあたかも町全体の実態であるかのように書いていいのかどうかということです。どうですか。

健康福祉課長 これはおっしゃるとおり、全体に対しての数値目標となってはおりますけれども、この数値目標を掲げました背景には、子どものライフスタイルの変化、肥満の増加等がございますので、不規則な食生活の改善について、まず幼児期からの習慣が大事でございますので、幼児期からのことを目標としております。

吉識定和議員 課長さん、何か答弁がしにくいようなんですけれども、その辺が大事だと思うんです。

次、4番に「家庭でもちむぎ商品を使って料理したことのある人の割合、51.4%を100%」。別にこの食育推進計画はもちむぎ食品、もちむぎ麺の販売のパンフレットじゃございませんので、私は果たしてこれをその項目で指標に入れられるのはいかがなもんかと思うんです。そういうことを考えながらこの数値指標を見せていただきましたが、私は、この内容をずっと見せていただきまして、この推進計画そのものが給食を対象とする、保育所から中学生までを対象とした推進計画という印象を持ちます。一生懸命お考えになったんですからそれはそれでいいんですけれども、そういう印象があるわけです。

それでお尋ねするんですが、給食。若い方が一所懸命お考えになっておつくりになったことについてお尋ねをしますが、給食なんですが、地産地消を進めるといことも出ておりますので、その見地から。現在、福崎町の給食の町内産の材料は何%なのか、また県内産は何%なのか。昨年11月に県内産100%の給食ということで、私どもも試食させていただきました。その辺のパーセントですね。それをこの食育推進計画を進めるに当たって幾らに上げていこうという目標をおつくりになっておるのか、お答えいただいたらと思います。

学校教育課長 まず県内産の割合ですが、現在約57%程度になっております。それと町内産につきましては、米、野菜等を含んで33%でございます。

吉識定和議員 よく進んでおるなというふうに思います。

じゃあ、今聞きましたように、目標を幾らにお考えなのか。

学校教育課長 目標数値としましては、これをさらに伸ばしていきたいという思いでありまして、これからの食育計画の中でそこら辺も明確にしていきたいと考えております。

吉識定和議員 私はこれが明確な目標だと思うんです。100%になることはないでしょうし。例えば「今、町内産が33%であるものを、例えば40%にしようと思っているんです。そのためにはこれこれ、こういうことを現在よりもふやして、町内産の食材をふやしていくんです」と。今からお聞きをしようと思っているんですけれど、そういう答弁をしていただきませんと、あんまりこの推進計画をつくっても意味がないなと思うんです。その辺のところを踏まえて教育長、どうぞ。

教育長 国の地産地消の目標は30%となっているわけですし、福崎町は33%ですから国の基準より少しは上回っているかなと思っております。今後の数値目標に関しましては、生産組合等が生産される野菜等の種類のことも関係がありますので、今後、生産者組合等とも協議を進めながら、33%にさらに上積みをしていきたいという気持ちにはわかりございません。

吉識定和議員 恐らく今、質問をしているわけですから、「もっと減らすんです」ということではないでしょうし、「今のままです」という答弁もないと思いますのでそれでいいんですが、やっぱり具体的な数字を目標として掲げて、みんなにわかりやすいようにしていただくと、生産者の皆さんにお話をされるときも説得力があって、本当に町の教育委員会も真剣に取り組んでいるんだなということがよくわかると思うんですね。ですから、今申し上げております。

その高めるための方策なんですが、野菜はずうっと前の、尾上さんが産業課長をしているときに、農業の振興という意味から申し上げたこともあるわけなんです。そういう意味で申し上げますと、福崎町内産のお米を使った米飯給食、これをふやせばかなり率が上がってくると。ボリュームがあるわけですから、一つの方法だと思うのですが、現在、米飯とパンは週に何回なのか、月に何回なのかお答えいただいたら。

教育長 週5回のうち米飯が3.6回、パン食が1.4回。そういう数字だったと記憶しております。

吉識定和議員 その3.6回の米飯ですね、これに問題があるというふうなことを保護者からお聞きするんですが、教育長、町長はそういうふうなお話はお聞きになったことはございますか。どうですか。

教育長 今のところ私はお聞きしておりません。そういう話がありましたらお聞かせください。

吉識定和議員 じゃあちょっとお話ししますが、私も保護者からお聞きいたしました。この米飯の給食、ご飯の中にナメクジが入っていたと。教育長は校長もされておりましたので、よくご存じだろうと思うんです。それが一回じゃないんだと、これまでも

たびたびだったということ、「議員さんあんた知ってないの」こういう話でした。ですから今お尋ねしています。それは問題でして、入ったことは仕方がないにしても、そういうことが総務文教の委員会でも全然報告をされないということだと、ほかに何かあるんやろうかと、いらん勘ぐりをするわけでございまして、そういう意味でお聞きしております。

教 育 長 ただいまの件に関しましては、私も認識しております。申しわけございませんでした。早速、県へ調査を依頼したところ、ナメクジであるということがわかりましたので、業者を厳重注意するとともに、今後同じことがおこらないように強く要請してまいりました。

吉識定和議員 知っていたらちゃんと委員会で言わなあきません。そんな、みんな頭振っってもらったら困るわけでして、それはそれで、またあといろいろ対策をお考えいただいたらと思います。

今日はこの推進計画のお尋ねですので、まだ幾らかお尋ねすることがございますので進めてまいりたいと思いますが、以前にも申し上げました、この推進計画の中にも取り組みが書いてございます、子どもの肥満率が高い問題です。これは町長も広報に何年か前に取り上げておられました。以前にもこの議場だったと思うのですが、お尋ねをいたしました。この取り組みがまたこの推進計画に書かれておるんですが、現在の状況。これから取り組みをするんだというふうなことを言われて、もう何年もたっておるわけなんです、どういうふうに進捗をしておるのか説明をいただきたいというふうに思います。

議 長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教 育 長 最近のデータによりますと、県の小学生の肥満度の平均が6.9%になっております。福崎町は8.25%です。ちなみに男女に分けて見ますと、男子が11.01%、女子が5.58%となっております。男の子のほうが肥満率が町内においては高いというデータが出ております。

吉識定和議員 詳しい数字をお答えいただいたんですが、これの対策の取り組みはどうなっておるのか、これは現在は横にいつておる状態なんか、もっと進んでおる状態なのか、減少しておる状況なんか、その辺のところの説明をお願いいたします。

教 育 長 数字的に申し上げますと、昨年度よりは肥満率が少し減っております。各学校において肥満対策に取り組んでおります。例えば私がおりました学校では、ひまわり教室というのを設置して対象の子どもたちを集めまして、養護教諭が体重測定をし、その結果を踏まえて栄養教諭が食事指導等を行い、その結果を担任を通して保護者へ連絡をして、家庭の協力を得ながら食生活を改善していこうという取り組みとか、学校では授業前とか業間体育、業間に体育を取り入れまして、少しでも運動量を多くする取り組みもしております。

吉識定和議員 既に取り組みをされておりますのでいいんですが、この食育推進計画の中に、こういう子どもの肥満率が高い問題も取り上げてきちんと出ておるわけでして、これを進めていきますとさらによくなるということが出てくるのではないかと、いい影響が出てくるのではないかとというふうなことを思います。一朝一夕に薬を飲んだらすぐやせたということにはなりませんので、子どものご家庭の中で特に

お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、そういう方々の理解がありませんと、なかなか子どもだけは学校で先生がいくら教えても環境が整いませんと進みませんので、環境を整えるという意味では、食育の推進計画を全町挙げて取り組みをしていく意味があるんだというふうに思います。

時間もあんまりございませんのでこの食育推進計画の29ページから見てまいりますと、保育所、幼稚園、小・中学校における食育の推進、33ページからは地域における食育の推進ということではいろいろと書いてございます。一番最初も申し上げましたように、どういうふうに進めるのかという具体的な方法が見えてこない。この記述で。私はそう思いました。やっぱり進めていくのには、先ほども言ったように一朝一夕に効果がすぐあらわれてできるようなものではなくて、かなり時間もかかるわけですし、5人や10人が一所懸命、死ぬほどの思いでやっても、なかなか2万人の町民の皆さんに徹底ができてということにはなりにくいとも思います。そういう意味から、時間がかかるわけですから、持続可能な組織をつくると、スクールサポーターと同じことですから、教育長。地域サポーターとかね。かなり時間がかかると思うんです。

そういう意味からしますと、私ちょっと資料を見ておりましたが、宮城県の美里町というところの食育推進計画を見ておきますと、ここは大体2万人ぐらいの人口らしいのでちょっと福崎より多いんですかね、成人人口の1%、ということは200人です。200人の方々に食育サポーターになっていただいて、一緒に中心的な位置で進めていってもらうということが、ちゃんと計画に出ています。それとこの地域における食育の推進、実際にいずみ会とか消費生活の研究会などが書いてありますけれども、既にいずみ会などでは大体いつも10万円か12万円ぐらいの予算だと思います。県からも補助金いただいておられるのかどうかわかりませんが、別に金の話ばかりではないんですが、もう既に本当に活躍をされておりまして、その上にさらにということになりますと、なかなか難しいんじゃないかとも思います。そういう意味から、先ほども食育サポーターということがございましたので、これはまねをしてとり入れるべきではないかということをお思いますので、申し上げました。

それとどういのですか…。もう終わりなのでやめときますわ。また後で。

教 育 長 食育に関しまして、先日私は非常にうれしい状況を見させていただきました。これはトライやる・ウィークの期間中に、子どもたちがお世話になっている事業先で地域の人たちと、女性会の方と、役員さんと、トライやるの子どもたちが一緒におひるごはんをつくって、そして公民館へ地域の老人の方をご招待して、そこで一緒に食事をする。ただ食事をするだけではなくて、地域に伝わる伝統的な料理とかそういうものを食しながら、若い世代と経験豊かな世代が話し合いを通して交流を深める、人間関係を深めると、食べ物を通してそういう活動をしてくださっている地域もあるということで、私は非常にそのときはうれしくて、感激して帰ってまいりました。うれしい報告ですので、一つさせていただきます。

なお、先ほどの質問にありましたナメクジの件は、私が現場にいる時分の話でして、現在の話でないように思いますので、訂正をさせていただきます。

吉識定和議員 教育長、ナメクジのことはこだわりますが、去年聞きました。去年の秋です。あなたの耳に入ってへんだけです。言うときましよう。

もう一つ思いますのは、人間の一生を乳幼児期、義務教育期、青年期、壮年期、高齢期という分け方をして、それぞれその期のテーマをつくってというふうなものが、この美里町の例にございます。なるほど、いい取り組みだなと、いいやり方だなと思いました。健康福祉課の課長さんもよくご理解いただいております。

ますので、いい方法はどんどん取り入れて、実際に前に進めていくということが大事でございますので、進めていただきます努力を要請いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で、吉識定和君の一般質問を終わります。

次、6番目の通告者は富田昭市君であります。

1. 公立学校施設の防災機能の向上について
2. 危機管理と情報システムについて
3. フードバンクについて

以上、富田議員どうぞ。

富田昭市議員 議席ナンバー12番、富田でございます。

先に提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、公立学校の防災機能の向上についてでございます。これまでの公立学校の施設は、大規模地震、あるいは豪雨などの非常災害時に、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきたわけでございます。これからも、大災害が発生しましたら地域住民のための応急的な避難所となることは間違いのない事実だと考えております。また、各学校におきましては耐震性の補強の確保だけではなく、もしものときの災害に備えて食料とか、あるいは生活に必要な物が提供できるように物資の備蓄等も必要と考えますが、当局の対策といたしましてどのように考えているのか、お答えを願います。

住民生活課長 議員さん提案の、避難所となる学校施設にもあらかじめ食料、生活必需品の設備が必要ではないかということでございますが、議員もご承知のとおり、長野地区の旧清掃職員の詰所跡に、第2防災備蓄倉庫としてこの3月末に整備いたしております。備蓄備品については防災拠点である2カ所で集中管理し、災害に応じて避難所に配分する方法が一番効率的と考えております。避難所となる学校施設にもあらかじめ備蓄備品を配備することになれば、避難所施設に防災倉庫等が必要になってきます関係から、現在の方法で災害に備えたいと考えております。

富田昭市議員 今、課長が答弁されましたように、現状では市川を挟んで町の東側地域には東大貫に1カ所と、そして西側地域には桜に1カ所、計2カ所があるわけなんです。その備蓄倉庫には災害時に必要な機材とか、あるいは機器が保管してあるわけなんです。そこには正直言いまして、住民さんが避難することはできないわけなんです。

そして平常の、災害のないときにそういう状態でしたら、避難所の防災チームに、防災倉庫に行く人については別に問題がないわけなんです。やはり一時、大災害が発生しますと、例えば道路が通れない状況になったり、車が行き来できなくなるわけなんです。そして東地域の、東大貫にあるあの備蓄倉庫におきましては、付近に山がある関係上、非常に大きな災害が起きたときには、備蓄倉庫そのものが倒壊する可能性もあるのではないかなという感じがするわけでございます。そして西側の、桜の備蓄倉庫におきまして、川の端にあります。あれも大洪水が出ますと、あそこに行けなくなったり、あるいはあの倉庫が流されてしまうという事態も発生するかもわからない。私はそのように想定もしているわけなんです。ですからやはり、七種川におきましては非常に大量の集中豪雨が降り続きますと、例えば土石流等が発生することも想定するわけなんです。いろいろと考えますと、やはり現在の備蓄倉庫は両方ともふさわしくない場所に設置してあるような感じもするわけなんです。もともと備蓄倉庫というのは、その避難所の近くであって初めてその機能が発揮できるわけなんです。ところが遠いとなかなかそれができないと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

住民生活課長 大規模な災害ということでございますが、現在の第1、第2備蓄倉庫につきましては、福崎町が発行しております防災マップでは土砂災とか水害の区域には該当していないということで、現状にある施設での対応という形で考えております。

富田昭市議員 非常に私は考え方が甘いなという感じもするわけでございます。近年では佐用町の水害がありました。これも佐用町の予想をはるかに上回った被害が発生したわけでございます。そして、本年の3月11日には、ご承知のとおり東日本大震災も起きたわけでございます。福崎町は海から大分離れた場所にある関係上、津波とかそういう心配はないと思いますが、このたびの大震災では津波が海拔30メートルまで達したという記録も残っているようでございます。あらゆる角度から多種の災害の想定をしておかなくてはならないんじゃないかなという教訓を得たわけでございます。

それに、福崎町は山崎断層を直下に控えた地域でもありまして、2003年に調査した結果を見ますと、30年以内に地震が発生する確率が高いと言われておりましたが、その後の調査では見直しをしたと言われてはいるわけですが、どちらが本当かこれもわからないような状態であるわけでございます。

いずれにせよ、あらゆる角度から危険予知をしておかないとならないと思うわけですね。そのようなことから考えますと、我が町は本当に安全だろうかということ疑問に思いまして、今回はこのような質問をしているわけでございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、大災害が発生しましたら、先ほども言いましたけれども、一番に学校が避難所になりますけれども、避難所となる学校に必要な機能が備わっているのでしょうか。また備わっていなければ、今後の計画などについてお伺いをするものでございます。

学校教育課長 大災害等が発生したらというご質問なんです、学校の防災マニュアルでは、「災害発生時における学校の役割」というところがありまして、外部の救援体制が整うまでの初期段階において避難所となると考えております。ただ、この初期段階、また中期段階と、いろいろ長期にわたり避難所として使う場合ということ想定すれば、現在は避難所となる部屋及び、トイレや更衣室等しかございません。その他の、備蓄倉庫であるとか電源、飲料水というような物は備わっておりませんので、復旧の状態によって供給を待つというような状況になります。

また、今後の計画についてですけれども、文科省も具体的な法整備は今からというような状況がありますので、これを注視していかないといけないと思っております。

富田昭市議員 初期の段階に一時的に学校を避難所として使うということが今、ありましたけれども、それが初期の段階どころか、東日本の大震災を見てみるといまだに避難所として使っているというところもあるわけなんです。ですから自分たちの思いと実際に現場とを照らし合わせましたら、非常に大きな違いがあるわけなんです。その辺はしっかり検討していくべきではないかなという感じがするわけでございます。学校施設の防災機能の整備財源につきましては、今言いましたように、文部科学省の補助金のほかに、国土交通省の制度も活用できるんじゃないかと思うわけでございます。それ以外の財政支援制度も積極的に活用していただきまして、いざというときに住民の避難所として十分機能できるように、公立学校施設の防災機能を向上させるようお願いしたいわけなんです。

そこで私がちょっと調べたんですけれども、これは神戸市の学校震災実態調査報告書より抜粋したものですけれども、これは学校が避難所となっている218の学校、そしてもう1件は非避難所、避難所ではない学校、341の学校に調査依頼をいたしまして、いろいろな調査を実施したわけなんです。それはどうい

ことかと言いますと、やはり防災拠点としてその学校に必要な物を取り上げてもらったわけなんです。阪神淡路大震災は平成7年1月17日に発生いたしました。この調査は翌年、平成8年の1月31日にできまして、もう発表されておりました、1年間の間でこのような調査をしながらこれを発表したわけなんです、それを見てみますと、まず一般行政との役割分担の明確化というのが、避難所生活している方から一番多かった必要と思われる機能です。これは56.9%ありました。ところが反対に、非避難所の学校におきましてはこの数字が44.7%で、やはり実際にそこで生活した方と、また避難されていなくてただ学校で調査した分の数字に12.2%の差が開いているわけなんです。ですから、やはり私は、実際に現場でそういう体験をした方のデータは非常に必要ではないかなという感じがいたしました。そのほかにも、生活必需品の備蓄とか、あるいは避難所の運営マニュアルとか、トイレとか通信設備の拡大とか、そういうものがいっぱい載っているわけなんです、やはりこの上位3点ぐらいは即、その対応をしていかなければいけないということで、若干申し上げますけれども、今言ったように生活必需品の備蓄、避難所運営マニュアルの整備、そしてトイレとか浴用施設の整備というのが、やはり上位を占めているわけでございます。この辺も避難所にいた方とは全然違うわけなんです。ですから我々も大災害に今遭遇しておりませんのでわかりませんが、やはりある程度そういうものを見ながら、勉強していきながら、それに対応していかなければならないと考えているわけでございます。

そしてまた、避難所となる学校に必要な小機能という形でもって、これは柏崎市の教育委員会が調べたものでございます。これも平成19年8月に調べたものですけれど、やはりまず一番最初に上がってきたのが、避難所用の電話とかファクスです。これは90%を超えておりました。やはり今回の東日本大震災におきましても、私ごとで申しわけないんですが息子が宮城県におきまして、幾ら電話してもつながらないと、安否の状況を肉親とかあるいは友人、知人の方は大変な苦勞をかけて確認をされたと思います。ましてあのように多くの方が亡くなったり、行方不明となっておりますので、その辺の整備というものが非常に新潟県の柏崎市においても大きな数字として上がっているわけなんです。特にそのほかにも、テレビとかラジオとか自家発電機とかが載っているわけなんです、やはりその辺は、一段落着いてからそういうふうな物も必要になってきて、「自分たちは避難所生活をしているんだけど、外の様子が全然わからない」というのが実態でなかったのかと思うわけです。ですから、やはりこういうふうな物を、今の通信機能は携帯電話等もありまして大丈夫だとは思いますが、その通信、電話、あるいは携帯電話もすべてストップしたときには連絡のつけようがないわけなんです。この辺も今後の課題ではないかと思うわけでございます。どうかその辺につきましても、しっかりと検討していただきまして、前向きな取り組みをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、2点めの危機管理と情報システムについてでございます。

近年は世界各地で地震とか台風、あるいは集中豪雨などの自然災害が頻発しているわけでございます。福崎町におきましても、物資の備蓄とか、あるいは計画立案など、各種の防災対策に取り組んでおり、それに伴いまして先日、19日の日曜日には早朝より水防訓練を実施したり、懸命の努力をしていることにつきましては頭が下がる思いでございます。将来何が起こるかわからない災害に備えた取り組みが非常に重要であるということは言うまでもないわけでございます。しかし、そのような準備をしても、なお私たちの予想を裏切る形で危機が発生し続けているのも事実ではないかなというふうに思うわけでございます。3月1

1日に発生しました東日本大震災もまさにそのとおりであります。想定外の災害だから仕方がないという、その言いわけはもはや一般社会では通用しないと思います。災害が発生したときには、どれだけ被害を最小限に抑えることができるか、また避難者の救出、あるいは災害の復旧とか復興をどれだけ早く進めていくことができるか、常に頭に置いておかなければいけないのではないかと考えるわけでございます。

福崎町という一つの公共団体として、根本の使命は住民の生命と生活を守ることだと、常々、町長が言われていることであります。全国的に自然災害が頻発する中で、安心・安全に対する住民の関心がますます高まっているわけでございます。

そこでお尋ねをするわけなんです、この、危機という予想できない災害に対する備えを行わなければならないと思いますけれど、実際、町当局の見解をお聞かせ願いたいなと思います。

住民生活課長 福崎町地域防災計画の15ページ、「災害予防計画」の中で、災害予防は災害の発生を未然に防止する等のために行われる処置であり、防災の根幹をなすものとして、基本方針では堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備、災害応急対策への備えの充実、町民参加による地域防災の向上、との必要事項を明記しております。何よりもまず、災害から人の命を守るために備えが必要と考えております。

富田昭市議員 1995年、いまから16年前に阪神淡路大震災が発生いたしました。当時、阪神方面は大変な被害を受けたわけでございます。西宮市の市街地もほぼ全域が被災いたしまして、市庁舎も大きな被害を受けたわけでございます。もちろんコンピュータ機器とか、あるいはネットワーク回線も大きなダメージを受けた中で、市の職員は日常業務の復旧に合わせて、被災者を支援するシステムを構築しまして、被災者あるいは復旧・復興支援に大きな力を発揮したということをご存じかと思えます。この被災地の経験と教訓、情報化のノウハウを生かした、西宮市の被災者支援システムはさらに進化をいたしまして、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されているようではありますが、ごらんになったことはあるでしょうか。

総務課長 先ほどお話のありました、西宮市の開発した被災者支援システムというものにつきましては最近、情報を仕入れました。ホームページはのぞいてみたんですけども、これをとり入れるためにはパスワード等が必要でございまして、今のところそのソフトを手に入れているというところまでは、いっておりません。

富田昭市議員 そうですね。地方自治体のためにつくったマニュアルなので、ぜひ参考にさせていただきたいなと思います。今言われたように、私もそれを開こうと思いましたが、その自治体のパスワードがなければ開かないようなシステムになっておりまして、非常に残念に思ったわけでございますけれど。また見れるようになりまして教えていただきたいなと思います。

さて、福崎町は大規模な自然災害に見舞われたときに、被災者を救護、あるいは支援、迅速かつ的確な復旧作業を行っていかなければならないわけでございますが、地方公共団体には大きな責任と期待がかかっているわけでございます。危機管理情報システムはそのために必要でありまして、今回の質問にもとりあげたわけでございます。実際にそのような災害が起きたら困るわけでございますけれども、やはり、泥棒を捕まえてから縄を編むよりも、常に予想外の事態が発生するという想定をしておかなければいけないのではないかなという感じがいたします。危機管理の情報を共有して活用することが、素早い復旧と復興へとつながっていくものと考えます。

したがって、危機管理の情報管理を平常時から準備しておくことが大切だ



と考えますけれども、当局の管理体制はどのようになっているのかお尋ねしておきたいと思います。

住民生活課長 福崎町では地震とか風水害によるあらゆる大規模災害が発生した場合には、被災地が兵庫県、他市町の消防本部及び防災関係機関、ライフライン事業者への救援要請の連絡、情報伝達をよりの確、効率的に行うことを目的に、兵庫県の災害対応ネットワークシステムと、兵庫県の衛星通信ネットワークシステムを導入しております。このシステムを利用して、避難勧告の判断・伝達マニュアルに基づいた防災行政無線での緊急情報を住民に周知させるというシステムになっております。

富田昭市議員 余り具体性のないご答弁でございますが、やはり自主防災組織を私はもっともっと強化していかなければいけないんじゃないかという気がするわけなんです。先日もとりおいてみると、大阪のある個人なんですけれども、淀川近くのマンションに住んでいる方々が、なかなか行政の指導で避難訓練とかが実施されないということで、その自治会長さんが率先して、そのマンションの住民さん全員に呼びかけをして、そしてそういう訓練をしたというニュースが流れておりました。やはりこれは、今の行政のおくれを歯がゆい思いで見ているながら、やはり自分の身は自分で守るんだというその自主的な気持ちは、確かに私はえらいと思うんです。

そんなに国が動いても、県が動いてもできないことはできないというふうに思いますけれども、自分たちの身は自分で守るんだという、その自己的な訓練も私は必要ではないかと思うわけでございます。行政にあまり甘んじるだけではなくして、自分たちで取り組んでいくようなことも、やはり住民に訴えていくべきではないかと思っておりますけれども、その辺の啓蒙活動なんかはどのようにされていますか。

副 町 長 その関係につきましては、昨年、行政懇談会を各集落で開かせていただきました。

近年のゲリラ豪雨によるこういったような形の中で、今、質問議員さんがおっしゃっておられます観点、自助、共助の観点から含めて、自主防災組織の育成、こういったようなものに取り組んでいただきたいという旨のお願いをしておりますところでもあります。もう、そういった観点は持っていておられるものと思っておりますし、自主防災組織をつくっていただいているから、すでに数年たっております。そういう観点で、再構築していただきたい旨の事柄については、お願いしているところでもあります。

なお、それらを含め、新たなそういったような観点を持つような中で、避難訓練でありますとか、災害対応の部分につきましては、住民生活課長並びにまちづくり課長、技監等には図上訓練を一度行ってはどうかといったお願いをしているところでありまして、そういった中で指揮命令を含めた形、また現地、本部それぞれの役割をどのようにしてやっていくのかといったような形を、想定の上ではないわけでありまして、そういう取り組みもやっけていこうとお願いしているところでもあります。それら等、今、研究を重ねていただいておりますし、県もそういうような関係での訓練想定をやっているように聞いております。

富田昭市議員 これはこのたびの東日本の大震災でもって、宮城県石巻市では震災直後の3月下旬に、阪神淡路大震災の際に西宮市が独自に開発しました被災者支援システムの導入を決断したと言われております。いろいろな災害がありますけれども、やはりそれができていなければそういう作業も時間がかかってしょうがないということから、あえてそれを引用したらしいわけなんです、阪神淡路大震災後、西

宮市は手作業で証明書を発行していたために、窓口には非常に長い列ができました。そして、復興に向けて発生する膨大な行政事務の効率化を目指す目的で、被災者支援システムを開発したわけなんです。そしてこのシステムでは、市が保管する、災害発生時の住民基本台帳をベースに被災者の台帳を作成し、被災者状況を入力することで、証明書の発行から支援金の配布、あるいは仮設住宅の入居までを一元管理することができたというようなことが報道されております。

危機管理と情報システムの体制づくりは、平常時から準備しておくことが大変重要であるわけでございます。大災害が発生しても、福崎町からは一人の犠牲者も出さないという、そういう心意気と、また復旧、復興が手早くできるように管理システムの体制を整えていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に入っていきたいと思っております。

次はフードバンクについてでございます。

日本は食料の多くを輸入に頼っているわけですが、その一方で、まだ十分食べられるにもかかわらず、大量の食品が廃棄されているわけでございます。そうした食品を活用いたしまして、必要とする人々に提供する取り組みをフードバンクと言っております。アメリカでは40年前に始まっていて、日本でも10年前ぐらいから活動を始めておりましたが、いまだに知らない人も多いようでございます。担当課長におきましては、この件についてはご存じでしょうか。

産業課長 議員さんのご質問によりまして若干調べさせていただきました。フードバンクにつきましては、関西では平成8年ごろからそういった団体が発足しているということでございます。

富田昭市議員 フードバンクは、調べたところ全体の75%の方がご存じないというふうな回答が出てきています。これから食育を推進していく上におきまして、ぜひともこのフードバンクも考えていただきたいと思いますと思っております。

そして、農林水産省が発表しました2009年の資料によりますと、日本で出回っている食品は、年間約9,100万トンあるそうです。そのうち約1,900万トンの食品が廃棄物として出ているようでございます。国内で出回った食品のうち、約2割が捨てられているという調査になっております。こうして捨てられる食品の中には、食べることのできる食品ロスが約500万トンから900万トンもあると推計されているわけでございます。

そこで、お話を福崎町に移しますが、福崎町が直接かかわっております、もちむぎ食品センターや給食センターでは、食品廃棄物の年間の発生量はどのくらいあるのか。またその廃棄食品の活用方法等、当局の現状と取り組みについてお伺いいたします。

産業課長 もちむぎ食品センターでございます。食品センター及びもちむぎのやかたでの市場で流通できなくなったような商品の廃棄物の年間発生量はございません。食品の切り落としや食べ残しの残飯につきましては、多量の水分が含まれており、一日約6.0キロが出ており、1年間では営業日数が310日ですので1,860キロになります。また、めん工場では、製品にできない端の部分につきましても、ふち付きばちとして販売しております。夏場のめんづくりでは気温が高く、つくりにくい傾向にありますので、落ちめんが前期では年間で約2トン出ておりました。今期につきましてもそういった落ちめんを減らすべく、温度調整のデータ収集等、研究を行い、5分の1程度の削減になっているところでございます。落ちたものにつきましては廃棄処分としておりますけれども、今後もちめんが落ちないように研究を続けてまいりたいと思っております。

富田昭市議員 そうした年間に1,860キロ発生する廃棄物については、その後の活用方法

はどのようにしているのか、ただ捨ててしまっているのか。あるいはそれを何かに使っているのか。その辺のご答弁をお願いします。

産業課長 このような残飯につきましては、町内の業者に回収をお願いしているところがございます。

富田昭市議員 業者に回収してもらうということは、業者はそれをただ燃やしてしまうということでしょうか。

産業課長 そのように認識しております。

富田昭市議員 各食品メーカーや小売店は極力、食品ロスを出さない取り組みを行っているわけがございます。食品ロスをゼロにすることは非常に難しいと言っているわけがございます。課長が言われた、食品ロスがゼロだということは私には考えられない数字ではありますが、それが実態でしたら、それはそれで非常に効率よい作業ができていたんだと理解をしておきます。

それでは、家庭での食べ残しとか、あるいは廃棄についてはどうなっているのか、これも調べてみました。これも農林水産省の食品ロスの統計調査。2009年度に実施しておりますけれども、これは一人一日当たりの量が約41グラムと言われております。福崎町の人口が約2万人としますと、年間に820キロの食べ残し、廃棄物が出る計算になるわけなんです。これは赤ちゃんからお年寄りまで入れた数字なんですけれども、そのうちもっとも多いのは野菜なんです。ついで調理・加工食品とか、あるいは果実類、魚介類の順でありまして、捨てた理由といたしましては「食品の鮮度の低下、腐敗、カビの発生」が5割以上になっているわけがございます。「食品の消費期限・賞味期限が過ぎたため」が5割というふうにもなっている実態でございます。また「色やにおいなどで食品の安全性に不安を感じたため」というものもありまして、要するに食品が中途半端に余ったためにそのような理由も出ているわけがございます。このように家庭での食品ロスも増加傾向にあるわけがございます。

今年度から食育担当もできまして、食育推進の大切さと同時に、この食品ロスについても町民の皆さん方にうたえたいと思っておりますが、当局のお考えをお示し願いたいと思っております。

健康福祉課長 食育推進計画の中でも、そういったことは非常に大事でございます。商品には消費期限、また賞味期限もございまして。こういったものをよく見ていただいて、その期限内に食していただくということも大事なことでございまして、そういった点でまた広報等していきたいと思っております。

富田昭市議員 私は今がいいチャンスではないかと思うんです。食育の推進計画を進めながら、食に対して、食物に対しての大切さを訴えていくということは非常に大事な取り組みではないかなと考えるわけなんです。これは、私は一体として考えていただきたいなと思っております。さきの議員もいろいろなことをおっしゃっていただきましたけれども、やはりその辺もしっかりと考えていただきまして、その辺の徹底を住民の皆様方にしてもらえれば、非常に食に対する全員の方の考えというのが変わってくると思っておりますので、ぜひともそういう取り組みもお願いしておきたいと思っております。

そして、町内には食品加工業とか大型店舗、そして食品売り場とか小売店、あるいは食料を取り扱っている多種のお店。たとえばお弁当屋さんとかコンビニなど、たくさんの業者が食べ物をとり扱ってございまして、私たち町民2万人の食生活を守ってくれているわけでありまして、しかし、すべての業者が毎日、食料品を完売することは難しいと私は考えます。

特に、近年は食の安全も問題になってございまして、賞味期限を過ぎたものを捨

てるのは仕方がないというふうに思っておりますけれども、やはり捨てられる食品の中には、先ほども言いましたけれども、食べることができるものもたくさん混じっているということでございます。それは、食品業者が消費者に鮮度の良さをアピールすることで、大量のロスが発生しているのも事実であるわけでございます。

最近では、有名デパートの食品売り場では、期限切れ間近の食品とか、あるいは規格外の品物について、食品の品質には問題ないことを情報提供しながら、見切りとか値引き販売していることを呼びかけて、企業の生き残りをかけた取り組みを社会と一緒にやっているわけでございます。

福崎町におきましても、もちむぎ食品センターや、あるいは給食センターで残った食品については、先ほどゼロという回答が出ましたけれども、その処分方法について一度、確認をしておきますけれども、今後そのような方法でもって処分していくのか。課長、もう一度ご答弁のほう、お願いいたします。

産業課長 もちむぎ食品センター及びもちむぎのやかたでございますけれども、議員さんが言われましたようなものにつきましては、期限が近いということで安く販売したり、立ち寄り客への試食用のサンプルなどで使っているということで、廃棄物はございません。

学校教育課長 給食センターの状況でございます。給食センターでは、フードバンクに提供できるものは現在のところありません。といいますのは、給食における食材は、必要量を納入してもらいその日のうちに使い切るという体制でありますので、食べられる物というのはございません。それと参考にですが、残菜。もちろん食べ残しとか野菜の切れ端とかいうものは出てくるわけなんですけど、これは全量、堆肥化しております。機械を入れて、その日出たものを、水を切って投入して、1カ月程度かかるのですが、徐々に発酵させて肥料化しております。

富田昭市議員 食品の残りが余りにも多いために、食品リサイクル法が2001年に施行されたわけなんです。これは正しくは、「食品の循環資源の再生利用等の促進に関する法律」でございます。やはり少しも無駄にしないという取り扱いで循環型の取り扱いをしているわけなんです。そしてどのようにするかと言いますと、ご存じだと思いますけれど、食品廃棄物を農作物や園芸などの栄養素としての肥料として使う。そしてもう一点は飼料として。この場合は、家畜に与える食物の中にも使っているというようなことが実態でございます。そのように資源化することで、ごみの抑制とかあるいは減量の促進を目指し、制定されたわけでございます。効率的な食品循環資源の再利用は、やっぱりしっかりと取り組んでいかなければいけないと考えます。先ほどの全部捨ててしまうというのでは非常にもったいないので、そのリサイクル法にちなんで、それを何かに活用していく。何でもできるんですから。そういう形でもって、循環型社会に対応した取り組みもお願いしておきます。

私たち福崎町では、食育推進計画をつくりまして、いよいよ食文化のすばらしさと正しい食習慣を確立しまして、心身ともに健全な肉体を維持していきながら、さらに食品ロスをなくすことでもう一步進んだ食の取り組みができるように、そしてその食の大切さと、食材の提供者に感謝しながら経済効果を高め、さらに進めていきたいなというふうに考えます。

最近では食品循環資源の再生利用の促進を目指しまして、多くの市町村にビジネスとして入り込み、そして食品廃棄物の収集等もしている業者もあるようでございます。福崎町としまして、乗りおくれないように食品循環資源の活用をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 以上で、富田昭市君の一般質問を終わります。  
次、7番目の通告者は小林博君であります。  
1. 子育て支援など教育施策について  
2. 社会教育施策について  
3. 防災問題について  
4. 駅前周辺整備を含む基幹整備計画について  
5. 前回質問事項その後について  
以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 4番の小林でございます。

第1番目でありますけれど、子育て支援とか教育の問題については、毎議会で多くの議員さん方からも取り上げられており、福崎町の重点課題ともなって取り組まれておるのは、よく承知しておるところであります。

今年の保育所の入所状況等につきましても資料を見させていただいたわけですが、今後、保育所・幼稚園等含めて、どのような入所見通しをもって施設整備等を含めてやっておられるのかということについて、お聞かせいただきたいと思えます。

学校教育課長 将来の見通しということでございますが、全体の、ゼロ歳児から5歳児の町内における子どもの数から見ますと、やはり若干、減少傾向が見られます。しかし、今後どういうふうに移るかということなんですけれども、低年齢層、ゼロ歳児から2、3歳児までについては、どうしてもこのような経済状況の中で共働き等の方がふえるものと考えますので、増加傾向になっていくのではないかと。しかし、どれだけふえるかはまだわからない状況でございます。

小林 博議員 特に3歳未満児の、ゼロ歳、1歳、2歳のところについては、公、私立、あるいは区域外委託、あるいは他の市町村からの受け入れ委託を含めて、ゼロ歳が7人、1歳が48人、2歳が72人と総合計でなっておりますけれども、これらが、今言われましたようにふえていくという可能性もあると思うんです。町内の施設の整備の状況から言いますと、施設の容量といいますか、施設の建物の部屋数なりその能力からいいまして、それぞれ専用の部屋もいると思いますが、まだまだこれからふえていっても大丈夫だという状況になっておるかというふうに、再確認をしておきたいと思っております。

学校教育課長 現在の状況から見ますと、例えば田原幼稚園を例にとりますと、今から建設していく施設におきましては、ゼロ歳児は最大10人を受け入れできるような状況であります。今の田原保育所のゼロ歳児は1人でございますし、また姫学を合わせても2人というような状態です。まだ十分余裕があると考えております。

小林 博議員 確かに田原幼稚園の施設の図面からいきますと、まだある程度3歳未満児がふえてもやっていけるだろうという、施設整備にはなっておるんだろうというふうには思いますが、再三これまでの質問にもありましたように、福崎町で若い人たちが定着してやっていけるような、そういう施策を産業面からでも取り組んでほしいというような意見もありましたように、今後の産業施策、あるいはまちづくり等の関係からいきましても、福崎町は郡内でも若い人たちが住みやすい、あるいは他の町からの委託もありやすいということもあろうと思えますので、その面では配慮方を特にお願いをして、施設がないから当面無理なんだということにならないような方向づけで、これからも考えていっていただきたいと思っております。

さて、その低年齢児、3歳未満児の措置が少ないということについては、原因がどこにあるとお考えでしょうか。

学校教育課長 低年齢児の入所の数がまだ少ないというような状況のことかと思えます。まだ地域性もございますし、都市部と比べればまだその地域で育てるという状態、また家庭でぜひとも低年齢児については育てたいという思いがあるものだと考えます。

小林 博議員 いろいろな理由があろうとは思いますが、その一つに、保育料も3歳未満児はさらに高いという部分もあろうと思えます。

保育料について質問に移りたいと思うのですが、教育委員会に保育所の所管が変わって、保育料決定はどういう機関で、どのようにされるようになっておるのか、答弁をお願いいたします。

学校教育課長 担当課といたしましては、保育所の保育料につきましては、前年度の国の徴収基準額等を参考にこちらで案をつくりまします。つくった状態で町長部局と最終の詰めをするような状態であります。またその後、すべての決裁をいただくという状況でございます。

小林 博議員 保育料については規則でありますので、議会にかかるというものではないわけですね。そんなことになっておりました、教育委員会になっておるわけですが、もともとは上部は厚生労働省の所管ということですから非常に複雑なんですけれども、教育委員会ということになれば、最終的に教育委員会にかけられて、教育委員会の決定としてなるのか、あるいは町長部局の決定で教育委員会がそれを承認するということになるのか、その点についてはどうなんでしょう。

学校教育課長 失礼しました。もちろん教育委員会では、当然これを承認いただき、調整するわけでございます。また所管の委員会にも報告をしまいた上という状況でございます。

小林 博議員 報告はもちろんだくとして、決定というのはどこの責任かということをお願いしておるわけです。

学校教育課長 最終決定は教育委員会と考えます。

小林 博議員 町長部局のほうにお尋ねをいたしますが、保育料の決定権も含めて教育委員会へ委託といたしますか、権限を移したということで、そういう理解でよろしいですか。

企画財政課長 当然、教育委員会への事務の委任の規則というのは、本来必要かと思っております。この規則についてはきちっと整備ができておりませんので、現在は町長の権限という解釈になろうかと思えます。

小林 博議員 私は、町長部局に保育料についての決定権が残っているのではないかという思いをしておるわけなんですけれども、ここのところもはっきりと、それぞれ認識しながら進めていただきたいと思います。整理もしていただきたいと思いますし、どちらの責任かということも明確にいただきたいと思います。

今度、田原保育所・幼稚園が整備されますが、田原保育所の定数は何人になりますか。定数。新しい幼稚園がつくられて、田原保育所の定数は何人になりますか。

学校教育課長 今、質問議員は定数と言われましたが、保育所の場合は定員ですので、定員という形で答えさせていただきます。田原保育所の現在の定員は150人でございます。これはゼロ歳から4歳児でございます。5歳児は2人おるわけなんですけれども、ほとんどがゼロ歳児から4歳児でございます。現在、115人が入所しております。幼稚園の短時間部につきましては、定員という表現はございません。しかしながら、5歳児の幼稚園児は現在57人でございます。幼保一体化によって5歳児の長時間部はふえる傾向にございます。あくまで現在の予想ですが、定員の150人は下らない。150人以上になると思っております。といたしましても、定

員を幾らにするかについては今後、十分考えていかないといけないと思っております。

小林 博議員 保育料に関係してきますので尋ねておるわけなんです。ご承知のように、定員の数によって保育単価が違ってまいりますので、第5ランク以上は定員数によって保育単価が変わります。福崎町にあります保育所の最大定員が幾らになるかということです。150人が存在をするのか、あるいはもう130人になるのか、120人になるのかということによって保育単価が変わってくるわけで、そうしますと、現在150人定員の保育単価を参考にして保育料を決定しているわけですが、その150人とするという定員が福崎町からなくなって、さらに少なくなりますと、そのこのところの150人定員の保育単価を使って保育料を決定するという、その根拠づけがなくなるとは困るという、そんな心配もしつつ見守っているところなんですけれど、そんな意味で田原保育所として、保育所設置条例の田原保育所の定員が幾らになるのか、現在の150人が維持されるのかどうかという質問なんですけれど。

学校教育課長 やはり保育料に関係してくることでございます。150人は下らないとお考えおるわけなんです、現在の保育料の設定につきましては、この150人定員の国の基準でもって保育料を決定しておるという状況にあります。これを将来変えていくのかどうかということではないかと思うのですが、やはり、この法律の改正もございまして、今後は保育部門、またこども園というような考え方が出てきておりますので、この辺がどう動いてくるのか、国の基準がどう動いてくるのか、この辺は見守りながら対応していくということになると思います。

議長 一般質問の途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小林 博議員 保育料の決定につきましては、町当局の見解も聞いておきたいと思うのですが、先に、前年度の国基準を基本にしながら、町で自主決定していくという方針できているわけですが、国の保育単価がずっと毎年上がっていくという時期であるなら、前年度基準ということでも説得力があるんですが、今のような、デフレの方向になってきまして若干でも保育単価が下がるという傾向がこのところ続いておりますから、前年度基準を参考にするということになっておりますので、若干ではあっても、例えば平成23年度という年だけをとってみますと、平成23年度の国の基準よりも、町の保育料がほんの少しですが高いという傾向になっておるわけです。この現在の制度を採用した数十年前の、高度経済成長で保育単価がずっと上がっていくという時期ならよかったですのですが、今のように国でも保育単価が下がるということになりますと、その年度で見れば、国の基準よりも町の保育料が若干高いという傾向があるのですが、そういうことも含めて当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。将来雇用の方向づけも含めて。

副町長 言われるとおりであります、しかしながら徴収基準の多くはほとんど変化がないというところでありまして、所得階層によっては100円だけ下がったような階層が出てまいりました。今、議員のご指摘がありますように、保育単価が大きく見直されるといった事柄であれば、また考えようもあるわけなんですけれども、今のところは前年における徴収基準をもって充てていきたいなと思っております。

また、所得階層等も税制改正を含めて変わってくる場合もございますし、学校教育課長が申し上げておりましたように、義務づけ、枠づけの廃止といったような中で、認定こども園等の話も出てまいっておりますので、それらの推移はやはり見守らなければならないと思っております。

小林 博議員 いずれにしても、保護者の状況は、年齢が非常に若いということもあって、収入に対する保育料の割合が非常に大きくなるということも、3歳未満児が少ない一つの原因にもなっておるかと思います。そんな面で、現在までの方向を含めて、できるだけ保護者の負担を軽くして、そして保育の推進を図っていくという、そんな方向で子育て支援をやっていくという立場で進めていただきたいと思いますとおるところでございます。

さて、保育料の件についてはそれぐらいにして、保育単価の中で人件費がどのぐらいみているのかなということも関心の一つなんです。人事配置等を見ますと、臨時職員が非常に多くなってきているもんですから、そういう面ではどうかと思ったりもしておるわけでありまして、保育単価の中でどんなふうに見込んであるのかという点も、答えができましたら簡単に答えをいただけたらと思うのですが。

企画財政課長 正式な数値は手元にもっていないわけですが、当然、交付税の算定等の中で見込まれている人件費相当分と、実際に支払っている人件費につきましては、まだかなり持ち出しが出てきておる状況でございます。

小林 博議員 これだけ臨時職員をふやしても、まだ人件費相当分が単価でいう人件費よりも町の持ち出しがあると。人件費だけ見てですよ。保育料のほうに継ぎ足しているからというんじゃないに。そうですか。わかりました。

それで、また後ほど詳しく資料を分析しながら考えてみたいと今、思っております。保育所・幼稚園の関係につきまして、とりあえず関心を持っておりまして、気にしておりましたことについてお尋ねさせていただきました。

次に、学童保育の件についてはこれまでも多くの議員の方々が質問されており、私たちとしては石野議員さんも前回にも質問されておりまして、充実した運営になっていくように、そういう質問をしておるところであります。本年度から新たに主任指導員が配置され、非常に期待はしておるところまで、石野議員の前の質問があるわけですが、そこで、改めていろいろ話が町の中であるものから、この学童保育について、改めて主任指導員も配置されて、基本的に学童保育というのはこうあるべきだという基本的な考え方がございましたら、あると思うのですが、学童保育園の責任者であります教育長さんにお答えいただきたいと思っております。

教 育 長 学童保育は、授業終了後、家庭において保護者の保護を受けられない、学校、学年の異なった子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で仲よく協力しながら学習や自由遊びを過ごすことを目的としております。

小林 博議員 基本的な背後にある法的な根拠とか、学童保育に関する法律とか、制度とかいうものはどうなって、どういうものが参考になるかという点についてわかればお聞きをしたいのですが。

私が見てもよくわからなかったのです。憲法があり、児童福祉法があり、社会福祉に関する法がありというふうにして、いろいろ書いてありましたが、なかなか学童保育についての制度上の問題が確立していないのかなという思いもしたんですが、そんなことはないんでしょうか。国の補助制度もあるんですが、法律上に学童保育としたしっかりしたものがあるのかなという点が疑問に思いましたので、そんなことを聞いてみました。



次にいきますが、主任指導員が配置されて、そういう基本的な教育長の言われる考え方に基づいて、具体的な運営方針あるいは職員間の意思統一、保護者との関係等、今年度どんなふうに今、統一して運営をされておるでしょうか。

教 育 長 4月当初に全指導員を集めまして、その中で本年度の学童保育園のあり方、取り組み、方針等について共通理解するとともに、主任指導員の導入に伴いまして、主任指導員が学童保育園の現場での運営を中心にやっていただくということにしています。そして毎日子どもが来るまでに、当日の指導員と主任指導員が前日あるいは1週間前の様子を話し合い、そして本日どういう方向づけで行こうという話をしましてから、子どもたちを受け入れております。

小林 博議員 それでは期待をしながら見守り続けていきたいとは思いますが。今後のこの学童保育についてのさらなる方向づけですが、他の校区にも設定していこうとか、いろいろ方向といたしますか、抽象的に述べられておりますが、年齢枠を下は幼稚園、あるいは上は小学校高学年にまで広げていくとか、あるいは場所をもう少しふやすとか、今後の方向づけについてはどんなふうに考えられておるでしょうか。

教 育 長 学童保育園が開設されたことと比べますと、保育園にやってくる子どもたちの人数がふえております。また国の方針も、小学校6年生までということも言われておりますので、今後、近い将来には、現在、川西地区に1カ所あるわけですが、川東地区にももう1カ所開設する必要があるのではないかなという思いでおります。また、年齢枠の拡大とか保育時間の拡大も、可能な範囲でふやしていきたいという思いではおります。

小林 博議員 国の補助の単価表を見ますと、時間などは7時までということもできるようでありまして、時間帯に応じてその施設に対する補助単価も違うようですから、7時までということまで資料を見ましたけれども、そういうことも含めて、財政的裏づけも、幾らかにしても見られるわけですから、早急に進むように考えていただきたいと思います。学童保育につきましては、そういうふうに本年度、一緒に指導員が配置され、いろいろ努力されておるようでありますので、基本的には見守っていききたいと思っておりますけれど、これが非常に重要な施策として進められ、国でも補助制度がつき、そしてその補助も、基準も改正されていく、プラスされていくというような方向に、国でもなっているようでありますから、合わせてこれが定着して、よりよい方向に運営が進展しますように、職員の身分保障等も重要になってくると思うんですが。その点についてはどうでしょうか。

教 育 長 ご指摘のとおりだと思いますので、私個人的にもまた前向きにとらえて考えていかなければならない項目と思っております。

小林 博議員 常勤体制について、常勤を基本にするとか、ローテーション方式とか、いろいろあるとは思いますが、ある程度身分保障もしっかりとして、そして責任を持って勉強もしていくということができるようになっていただければと思います。

教育問題のところの最後に、これは前回も他の議員さんから質問があったことではありますが、ちょっと保護者の皆さんからも聞かれておりますのでお尋ねして返していきたいと思うのですが、中学校での武道の導入ということで、剣道を導入すると決定したということですが、設備、備品とか、あるいは家庭でどのように保護者が対応をしなければならないのか、準備をしなければならないのかということも含めてお答えいただきたいと思っております。

教 育 長 武道で剣道をとり入れるに当たりまして昨年度、3回にわたり学校長、体育主任、私どもの間で話を持ちまして、いろいろな角度から検討しました結果、施設、設備あるいは男女共修、子どもたちの要望等を考慮しながら、剣道に決定いたし

ました。本年度は移行期間でございますので、2学期に1、2年生を対象に、6時間もしくは7時間程度、剣道の授業を実施する予定にしております。また、授業は体育館で行いまして、体育教師が中心となって指導しますが、指導補助として、町の剣道協会からも「いつでも支援できますよ」という申し出もありますので、ありがたいことだと思っております。

また、子どもたちが使用する道具にあたりましては、各校、剣道の竹刀を60本、竹刀の立て台1台、打ち込み台3台、剣道防具1セット、防具袋1枚、計28万5,300円を予算化しておりまして、今のところ自己負担は考えておりません。

小林 博議員 わかりました。男女ともにこの制度が実施されるということのようでありますので、その関心が高まっておるといところでございます。この件については、さらに勉強も深めていかなければ、余り質問も深まらないということになりますので、そういうところでございます。

次に、社会教育関係に移りますが、最初に文化財の関係であります。福崎町におきまして、文化財の関係について非常に力を入れて、重点的に事業を進めているといところでありますが、この文化財の保護についての、文化財保護に関する法律とか町の条例とかあるわけですが、基本的な理念というのはどんなふうになっておるのかということ。それから文化財として、国、県、町に指定されていないものがどれほどあるのかということ。それらの実態把握と保存についての考え方はどうなのか。という点についてお聞かせいただきたいと思っております。

社会教育課長 文化財保護のまず基本理念でございます。文化財というものは長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産ということで、それを保存、また活用することにより文化的向上を目指す。それが基本理念ではないかというふうには考えております。

それから指定されているもの、指定されていないものということでございますが、福崎町の国、県、そして町の指定文化財については43件ございますが、それ以外にも文化財はたくさんあると思っております。こちらとしては、それを調査するに当たりましては各集落から1名ずつ、文化財協力員を推薦いただきまして、毎年、そういった委員さんの研修や、いろいろな啓発活動をお願いしているところでございます。そういったところで文化財を把握するわけでございますが、文化財の定義というのが、今言いましたように、その財産によってどこで文化財として区切るかということでございますが、地域によってこれは非常に大事なものだと思われるようなものでも、果たしてこれを文化財といえるかどうかというところではございますが、やはり地域によって文化財というのはいろいろあるというふうなところで、どこまで、それ以外にどれくらい文化財があるか、というものはちょっと出しにくいかとは思っております。

それと補助制度なんです。今、国の指定文化財になりますと、国が75%、残りの25%を県、町、所有者で案分することとなっております。県の重要文化財になりますと、福崎町が所有の場合、例えば三木家でしたら県が2分の1、町が2分の1となります。これが一般の所有者でしたら、県が3分の1、町が3分の1、一般の所有者が3分の1となっております。

町の指定文化財の場合でございます。町の指定文化財におきましては、文化財の保護条例をつくっておりますが、その第8条にうたっておるのが、「指定文化財の管理又は修理等による経費は、所有者等の負担とする」。基本は第1項で決めておりまして、第2項で「管理又は修理等に多額の経費を要し」、また「所有者等がその負担にたえない場合」等は、「予算の範囲内で補助金を交付するこ

とができる」ということで、規則ではその額をうたっておりまして、最高限度額が100万円、本工事のうち20%以内と決めております。

それ以外にも補助制度ではなしに助成制度ということで、これは無形文化財でございます。福崎町では熊野神社の浄舞、余田の大歳神社の浄舞、高橋の法成就講、鍛冶屋のかくしほちょじ、追儺、こういった5件につきましては3万円の補助を今、支給しているところでございます。

小林 博議員 文化財と指定されておっても、なかなか民間の部分については、特に町指定ぐらいになってきますと補助率が非常に少ないということ、それから全く指定されていない場合、補助がゼロということになりますと、その文化財が散逸したり、なくなってしまうたり、傷み放題になるということにならざるを得ないということもあると思うんですけれど、その面で文化財についてももう少し、保護のあり方について考え直してみる時期が来ておるのではないかと思うんです。

例えば、福崎町内にある古墳等でも、指定されておるものとされていないものがあります。埋蔵文化財と言いますか、包蔵文化財と言うそうですが、これも町内に大体100以上あるということらしいですから、それらが一応、登録としては教育委員会で把握はしておりながらも、どういのですか、補助金がないしどうしようもないと、傷み放題にならざるを得ない部分もあるということになっております。そんな点で、補助のあり方、額等も含めて、指定されておらないものも含めて、その保護のあり方について検討していただくべき時期ではないかと思うのですが、教育委員会どうでしょうか。

社会教育課長 担当課といたしましては、できるだけ補助をして文化財を守っていきたいというのはやまやまではございますが、文化財といいまして、福崎町にはたくさんございます。そういったところで、ある一定の基準を設けるといことはやむを得ないのではないかなという思いでございます。しかしながら、文化財というものは今まで過去の人が非常に大事に守ってこられ、そして今日まで守り伝えてこられた財産であります。今まで残っているのは、やはり地域の人々が大事に守ってこられたからということでございますので、今後も基本はそういう形で考えていただけたらと思います。

教育委員会といたしましては啓発活動、文化財の保護意識の高揚活動のための事業を展開していきたい。それが教育委員会の役目だと思っております。

小林 博議員 これまでどおりでいいんだという答弁と受けとめたんですけれど、福崎町の教育行政を進めていく教育委員会の5名の委員さんのうちの一人であります教育長さんにも、教育委員としての立場から見解をお聞きしたいんですが。

教 育 長 文化財というのは一度形を失ってしまうと、もう復元できません。そういう意味において、文化財は非常に我が町にとって重要な遺産だと思っております。今後の対応につきましては、ただいま社会教育課長が答弁しました方向で私も考えております。

小林 博議員 これまでのことを参考にもしながら、先ほど言いましたように指定されていないものも含めて、指定されていないものでも子どもの教育上に役立つものもあるそうありますので、そういうものも含めて、この保護のあり方を一度再検討してはいかがかという提案なんですけれど、どうでしょう。

教 育 長 また、教育委員会の5人のメンバーで、そういうことについても話し合っていきたいと思っております。

小林 博議員 それではそういう方向でお願いしたいと思っております。またいつかの時期にお尋ねをしたいと思います。

次に社会教育施設の管理運営と振興ということで挙げておりますが、所管事務

の一部を町長部局へ移管するかどうかの問題について、教育委員会の意思決定がされたかのような資料を教育委員会の議事録から拝見させていただいておるわけですが、そうなりますと、その上に立って、今後これだけの社会教育施設の管理運営と振興についてはどのように考えられておるのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

社会教育課長 社会教育部門の所管事務の町長部局への移管でございますが、これは平成21年11月に町長部局から教育委員会へ投げかけられまして、その後1年以上かけまして議論、協議させていただきました。教育委員会の中で一定の方向性はまとまったということで、早急にでも町長部局へこちらの意見を提出しながら、今後の機構改革等において町長部局で活用いただけたらと考えております。

小林 博議員 教育委員会としては一応決められたと。方針を決定されたということですね。でも町長部局との協議といいますか、町長部局がどう活用されるかというのが課題だということのようではありますが、町長部局としては基本的に教育委員会の答えを尊重するというふうな、そんなことでしょうか。

副 町 長 全くそのとおりであります。

小林 博議員 ということになりますと、教育委員会の責任というのは非常に大きくなってくると思います。柳田國男・松岡家顕彰会記念館も町有施設となり、三木家の改修等も含めて、非常にそういった部門でも大きな仕事がありますし、学校教育の課題等、あるいは子育て等も含めて非常に重要な課題となっております。そういう中でのことでもありますので、教育委員会の対応、体制づくりというのは非常に重大だというふうになってくると思うんです。

例えば、文化センターなどを通じて文化活動をされている方々の話を聞くと、そんなに多く聞いておるといわけではありませんけど、職員が少なくなっている、あるいは臨時・嘱託職員が多くなって、住民の活動の将来にどんな影響が出るのかなという、そんな心配をされている方もありますので、その点について教育委員会の責任というのは大きいと思うのですが、その方針決定によって今後に臨む決意等について、お聞かせいただきたいと思います。

社会教育課長 教育委員会の各社会教育施設でございますが、全県下を見ますと指定管理になったような施設も多数あるところでございます。しかしながら、当町におきましては、社会教育施設すべて直営で運営しております。しかし、残念ながら正職員から臨時・嘱託職員になっていることも事実でございます。しかしながら、たとえ臨時職員であれ、嘱託職員であれ、やはり人格主義といいたいでしょうか、その人がどういう能力を持っておられるかというようなところで、研修も積みながら、住民に不便をかけないような体制は整えていきたいと思っております。

小林 博議員 ぜひ目配りを十分に行ってください、頑張ってくださいなと思っております。

さて、社会教育施設につきましては毎年1年間の活動を締めくくり、そして翌年度の計画を立てるということをやっておられると思うのですが、そういう中で特に、マンネリにならずに毎年新しい方向で努力をすると、新しいものを引っ張り出そうということで努力などもあると思うのですが、そういう中でこのエルデホールのことについて聞いておきたいと思うのですが、エルデホールの自主事業については、つくられたときから随分と金額的にも中身的にもずっと変わってきたわけですが、今後、この自主事業の企画のあり方についてどう考えられておるのかお聞かせいただきたいと思います。

社会教育課長 エルデホールの自主事業を実施するにおきましては、企画委員会という団体に今までお願いをいたしておりました。この団体につきましても、エルデホールが

設置された当初からずっと続けていただいておりますので、20年間近く実施していただいております。そういった中で、自主事業にもいろいろ賛否がございました。この企画委員会ではいろいろな文化の面で、いろいろな面から町民の方に見ていただきたいというような形で実施しておったのですが、そういった事業におきましては、入館者数の問題もとりざたされたところでございます。そういったところで、企画委員会から昨年度、委員さんはなかなか交替もされていないということで、続けるのも困難だというような意見がこちらに参りまして、今、企画運営委員会のあり方について考えているところであります。企画運営委員会はこの23、24年の2年間が任期となっておりますので、2年間のうちにこちらでその体制を整えまして、新たな企画運営委員会をつくるのか、いわゆる自主事業をどういう形でやるのかというのは、こちらにも社会教育委員会などの委員会もございまして、そういったところで諮っていききたいというふうには考えております。

小林 博議員 今年度の委員さんが来年度の計画もつくることになろうと思っておりますので、どんな方向づけになったとしても、新たな企画運営委員会をつくる、つくらないにしても、その運営は25年度分からということになろうと思っておりますが、そういう意味からも、非常に先を見越したり、あるいは住民の皆さん方の文化に対する要望等も含めて検討して、効果的に町財政も、あるいは住民もそれが使われるようにお願いしておきたいと思っております。

次に防災問題についてですが、大雨・台風シーズンになってまいりました。地震も大変ですが、いつ来るかわからないという状況ですが、大雨・台風については、ほぼ毎年のようにやってまいりまして、被害が起こっているという状況であります。これまでずっと報告を受けておる事業の進捗について、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

一つ、急傾斜地対策事業ということで西谷地区から先行して始めるという報告になっておりますが、今年度、確か測量から入るということだったと思うのですが、それがどんなふうに県ではとり上げられて、具体的に進捗することになっておるのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、直谷川からの排水対策等も含めて、福田地域での水問題についての一つの対策として考えられております川端川の問題ですが、これについて本年度測量というような話が春にありましたけれども、これもいよいよ本年度やるならその事業にむけてどうかということになっておりますが、この点についてはどうなのか。

あるいは福田西部の問題や、板坂方面の対応など、土木や農林などもあると思っておりますけれども、お聞かせいただきたいと思っております。具体的な進捗状況です。

まちづくり課長 まず1点めの西谷地区における急傾斜地崩壊対策事業であります。本年度、この夏ごろになると思っておりますが、測量に着手して設計を進めたいということをお兵庫県から聞いております。できれば来年、事業着手に向け検討、共同して早期着手、早期完成に向けて事業促進を図っていきたく思っております。

また福田西部の砂防事業であります。今、県、国の方針ではやはり要援護者施設などの福祉施設、また学校等、砂防区域の近くにあるそういったところから優先的にということになっておりますので、今計画のものが事業着手になって完了見込みになれば、次は福田ということになろうかと思っております。また、板坂川の砂防事業につきましては設計もできておりますので、本年度、買収が進めば冬ごろから事業着手したいと県から聞いておるところでございます。

下水道課長 2点めの直谷川からの排水対策についてでございますが、この対策としまして

は、川端川の路線の活用と、それから計画決定路線であります直谷第一雨水幹線の整備によりまして浸水解消を目指すものとしております。まず、今年度につきましては川端川の整備を行うために事業の認可を取得しまして、測量設計業務を進めていきたいと考えております。

産業課長 農林関係についてでございます。まずため池事業は、警戒を要するため池で、県営の西光寺、姫ヶ池については現在工事中でありまして、完成は23年度の予定でございます。町営事業の東大貫、倉谷下池につきましては、23年度調査設計を行いまして24年度、工事着手を予定しております。県営事業の治山事業につきましては、板坂、三谷奥地区につきましては22年から23年度にかけて完了しております。また23年度につきましては、田口、西谷地区の工事、それと山崎の大谷地区の調査に入る予定でございます。また集落の裏山整備を行います県営の里山防災林整備事業につきましては、23年度に板坂、桜地区の調査を行う予定となっているところでございます。

小林 博議員 ありがとうございます。具体的にずっとお答えをいただいたんですが、一応、これまで報告されておりますことが具体的に取り組み段階になっておるといふ報告でありますので、安心をしながら今後もまた見守っていきたくと思っておりますが、それぞれ地域の方々や、あるいは町当局の努力がいることだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて災害ということですが、基本的な、構造的な問題は別として、とりあえずこういうものが完成するまでの当座の対応ということも大事になるわけですし、この件につきましては先ほどの質問で防災倉庫の整備状況等も報告をされておりますので、ぜひその内容等、十分な対応ができるように努力方を求めておきたいと思っております。多分、基本的な対応はできておるといふことですので、さらに充実方を含めて点検をお願いしておきたいと思っております。

さらに、地域の防災力の強化ということが最近は特に言われておるわけですが、それについてはこれまでの質問の中でもあったわけですが、具体的な福崎町としての施策は、それではどんなふうを考えておられるのか项目的にあればお聞かせをいただきたいと思っております。

住民生活課長 地域の防災力の強化ということですが、本町は自立のまちづくりを目指しておりますので、まずは防災の基本である、自分と自分の家族は自分で守るといふ、自助という防災意識の高揚を図ると。そして自主防災組織のリーダー研修やら、あらゆる災害に対応できるよう、自治会単位での危険箇所、避難経路の周知を図るため、各自治会による災害種別ごとの防災マップの作成も依頼すると。引き続き地域防災力の向上、自主防災組織の強化を図りたいと思っております。

また、消防団につきましてもこのたびの19日の水防訓練を初め、中継訓練、非常呼集訓練等いろいろ実施しており、消防団の士気を高め、技術力の向上に努めるという形で強化してまいりたいと思っております。

小林 博議員 繰り返し同じ答えをずっといただきまして恐縮でございますが、さて、その消防団の話も出ましたので、具体的に提起しておきたいと思うのですが、前回の質問でも、火災対策としても、消火栓の重要性ということについては強調したところでありますけれども、当然、当局の認識もそうなおるわけでございますが、この消火栓器具や、あるいはホースの問題等について、これらの充実と整備を図っていくためには現在の補助基準をもう少しふやしてもよいのではないかとおっしゃりたいと思っております。最近、消火栓の中の器具が盗難に遭うということもあつたりしたわけですが、その盗難の被害があれば当然、またあと買い足さなければならぬわけですが、それらに対する町としての手当等、どんなふうになっているの

かお聞かせいただきたいと思ひます。

住民生活課長 消火器具とホースの補助につきましては、従前から消火器具につきましては事業費の2分の1、最高5万円。そして器具箱につきましては、限度額が1万円。ホースにつきましては事業費の2分の1、限度額1万円という補助をしております。補助の増額という質問でございますが、非常備消防におきましては各分団へ、支出経費につきましてはいろいろ多岐にわたっておるという中で、個々の経費を取り上げるとそういう議論も出てくるということなんですけれども、各分団につきましては分団交付金等、相当の運営経費は支出しております。自分たちの地域は自分たちで守るという観点からも、器具等の購入に対しては一定の負担をお願いしているというような現状でご理解いただきたいと思ひます。

また盗難被害のうち、補助対象となっているものにつきましては一式10万円以上のものを購入された場合については、その他整備事業という20%の補助を適用しておりますので、そういう補助で助成するという形になっております。

小林 博議員 今、十分にいろいろやっておるから辛抱してくれということのようですが、現状を踏まえて、もうかなりこの額になってからは長期間になりますので、改めて意見として申し上げておるわけでありまして、消防団条例第15条には、町長は消防各分団の消防器具を整備して、各分団に整備をするようになっておりまして、消防器具の整備は町の責任と、福崎町消防団条例第15条では書いてあるわけでありまして、補助するという性格じゃないと思うんですね。補助するというのは、実施主体が外にあってそこへお金を出していく。これが補助というわけでありまして、町に整備の責任があると。それに対して地元負担を求めるという性格のものだと思うのですが、補助基準の中に入れて、これで十分だろうと。ほかにもいろいろやっているから。ということでは、ちょっと条例の性格上、合わないのではないかと、改めて調べ、条例も見ながら思ったわけですが、いかがでしょうか。

副 町 長 消防費、非常備消防に関しては歴史がございます。そういう観点から含めますと、地方交付税に從來で算入されている分野を配分しておるわけでありまして、先ほど担当課長が答弁申し上げましたように、分団交付金でありますとか、出勤手当でありますとか、各市、町、それぞれ配分の方法が変わっております。確かに今、議員言われておりますように、消防の器具、そういったような活動備品等については市、町の責務で配備している市、町もでございます。私どもの町みたいに補助をやっているところもでございます。これら等を踏まえて見てみますと、私どもの町の消防に対する予算組みは非常に大きいものとなっております、他市町に劣るようなものではございません。

小林 博議員 他市町との比較ということも、それも一つの物差しですね。合わせて、条例の趣旨に沿ってどうかということも考えていただきたいというのが、今日の質問であります。

副 町 長 条例に沿っていないというのは認識しております。そういう観点では、条例を改正しなければならないというところもあるわけでありまして、特にそういったような観点から踏まえまして、そういう形の中で、今、それぞれ消防団におけます団長以下それぞれの意見を聞きながら、町の消防団の活動を願っているところでありまして、そういう点も踏まえて、その実情に合わせた形の中で、今運営を行っているというところでありまして、見直さなければならないのであれば、非常備消防の需要額そのものを一つの原資として、全体で見直すという形になるかと思ひます。

小林 博議員 財政に強い副町長らしき答弁というふうに思うのですが、各地域によって実情は違うと思うんです。各地域の自治会の財政力や消防の財政能力によって違うと

思うんですが、安心、安全のまちづくりとその整備ということから言いまして、消火栓の重要性というのは強調しても切りがないということでもありますので、ぜひその点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、福永議員からもありましたが、操法大会の練習場の問題というのが出ましたが、第2グラウンドは田原幼稚園の建設用地というようなことにもなっておりますので、改めてその練習場ということが心配の種になっております。水出し操法にもなっておりますので、そういう部分も含めて練習場の問題についてどのような所見をお持ちでしょうか。

住民生活課長 前日、福永議員さんの質問に対してお答えはしたんですけど、水出し操法となれば非常に長い距離が必要なんですけれど、今、第2グラウンドにつきましては田原幼稚園の建設にかかるという中で、駐車場整備をされるということで、駐車場については舗装されるということをお聞きしております。その中で、東のほうはグラウンドで残りますので、その駐車場も含めて利用するというのであれば、水出し訓練も可能かということで調整していきたいと考えております。

小林 博議員 熱心にやっていただいております部分と、その練習場、それぞれ十分な対応というのはなかなか難しいわけですが、一つの課題であるということについては認識をされておるようでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公共施設の耐震化の問題については他の議員さんからもありましたので、ぜひその努力方を求めておきたいと思ひます。

それで水道施設の整備の問題についても、先ほどと一緒に具体的な確認ですが、水環境の耐震化、山崎配水池の増強等の問題を含めて、あるいは停電対策、あるいは高度処理の問題等あるわけですが、これらが具体的に一つずつ計画どおりに年次的に進んでいく、そういう取り組みになっておるのでしょうか。

水道課長 まず、水環境の耐震化でございますが、23年度で第二次診断を実施する予定としております。また配水池の増強につきましては、第一工事の進入路の工事に着手しております。停電対策につきましては委員会でもお伝えいたしましたが、下水道処理場にありまして発電機を有効利用させていただきたいと思っております。また高度処理につきましては、できますれば今年度、認可変更とともに、処理方法についても検討したいと思っております。

小林 博議員 これに進んで、まだ診断、検討という段階のようですが、これをさらに具体的に進んでいくようにやらなければならないと思ひます。ぜひ、そういう点での努力方を求めておきたいと思ひます。

次に駅前周辺整備を含む件ですが、駅前周辺整備の問題、あるいはそれがどこら辺まで本年度、今取り組みが進んでいるのか、毎回お聞きしておりますが、これは毎回お聞きをしますので、その都度その都度の進捗状況、取り組みについて報告できる範囲でお願ひしたいと思ひます。道路整備の問題については、中島井ノ口線はいつ完成するんですかというように、町民の皆さん方も幅広く関心が高うございますので、県道三木穴栗線の拡幅の問題、交差点改良がありますので、拡幅の問題も取り組みとあわせて現在の状況、見通しについてお聞かせいただきたい。

それから国道312号の側溝整備の問題については、22年度予算で対応という話を聞いていたわけですが、まだ具体的に手がついていないという状況のようでもありますので、県からどのようにお聞きになっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。そこまでとりあえず。

技 監 駅前周辺整備のことにつきましては、本年の4月に入ってからJR、県、公安委員会等、計画を固めるために必要となる諸機関との協議を、昨年度作成した図



面をもとに調整に入っているところです。県につきましては、密集した市街地の中に道路を整備するということになりますので、ルートについてはなかなか慎重に対応しているところです。

それと、事業化ということに当たりましては、一時、民間の事業者による24条工事の動きがありましたので、その経緯がありますので事業化についても少し慎重な状態になっているところです。

JRにつきましては、本社で計画について検討していただいているところとおもっております。

あと、公安委員会は純粹に安全性というところからの判断になると思います。そのようなことで、それらの機関と適宜、必要なときに協議を進めて計画を固めていきたいと思っております。

まちづくり課長 道路整備でございますが、まず1点目の中島井ノ口線でございますが、これにつきましては平成24年度末完成を目指して今、順次、工事を進めているところでございます。

関連の県道三木穴粟線、南田原交差点でございますが、中島井ノ口線と一体的に進めなければ、相互に、十分に効果が発揮できないことから、今後も県との連携を密に取りながら、ともに事業の推進を図っていきたいと思っております。

それと、国道312号の側溝整備であります。主として新町と辻川でこれまで年次計画的に進んでおりましたが、今年度は大規模に工事をする予定であります。実は、あす入札が行われるということを知っております。新町と辻川区で大きな工事が始まるものと思っております。

小林 博議員 いずれも県が関係することありますので、町独自でいかない部分もあるのですが、ぜひ町としての取り組みを進めていただきたいと。慎重に進める部分と力を入れていただくということを強調する部分とあるわけですが、やっていただきたいと思います。

そうしますと、駅前周辺整備についてはまだオープン化すると、地域に対しても、我々議会に対しても計画を図面として出すというようなことは、まだ先になるということの理解でよろしいですか。

技 監 我々も早くいろいろな方に計画を示して、議論していきたいとは思っておりますが、何せ県、JR等、別の事業主体がございまして。そのあたりの了解を得られないことには提示することができません。ということで、今の段階ではまだお示しすることはできないということです。

小林 博議員 いずれにしましても、駅前はこれでいいのかというふうな議論もずっとあるわけありますから、関心も高うございまして、その立場でお願いしたいと思っております。

次に、福崎町の都市計画そのものについて、市街化区域の設定とか、あるいは街路の問題、駅前広場の問題、あるいは用途地域の問題等、都市計画決定をされておりますものでこれまで何十年間もできていなかったような部分もあるわけですし、困難だろうと思われる部分もあるわけですが、これらについて、都市計画の変更ということは考えられているのかどうか。中島井ノ口線が完成しますと、吉田、八反田方面での道路の西側の問題等も含めて、そういう方向は検討されているのだろうかと思ったりもするわけです。特に55周年記念式典で、県会議員の「福崎町には都市計画の変更を考えてもらいたい」というふうな発言もありましたので。55周年記念式典のお祝いのあいさつとしては、ちょっとなじまんという思いもしたわけですが、県会議員のそんな公式発言でもありますので、どんなふうなことなのかなということでございます。

まちづくり課長 まず都市計画道路の見直しでございますが、これにつきましては少子高齢化の急速な進展、それから自動車台数、自家用車の台数の減少、社会経済情勢の変化、いろいろございまして、全国的にも見直しの必要性が高まっているところでございます。これにつきましては当然、都市計画道路、長期に考えなければならない面も一方であるんですが、これは、今後どうするか検討、研究を引き続きしていきたいと思っております。

それと、中島井ノ口線の西側の、今工事しております土地利用の件でございますが、これについてはまず開通後、東側の土地利用の状態も見ながら、宅地化になっていくと思っておりますが、それも見ながら福崎町の都市計画マスタープランの方針にも示しているとおりの、市街化区域の編入を検討する区域として、今後検討していきたいと思っております。

駅前広場は現在3,800平米を計画決定しているのですが、これについては事業化に向けて、都市計画の関係をどうするのかということは今後、検討課題が上がってくると思っております。現在は、特に先に変更するということまでは至っておりませんので、今後の推移を見ながら検討していきたいと思っております。

小林 博議員 それでは検討課題ということではありますが、具体的にそれは日程化されておるといところまでいっていないと。そういう認識でよろしいですか。

まちづくり課長 日程的などころまでいっておりません。

小林 博議員 それではそのように理解をしながら、こちらも研究をしていきたいと思っております。以上、終わります。

議 長 以上で、小林 博君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第439回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。

よって、閉会することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

第439回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月10日に招集され、本日までの13日間にわたり、本会議及び委員会と、連日、終始熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

これから、暑さ日増しに厳しく、蒸し暑い夏を迎えるわけですが、どうか皆様方におかれましては健康に十分ご留意されまして、議員活動初め、町政発展のためにさらなるご精励をお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 閉会に当たりまして、一言お礼とあいさつを申し上げます。

10日から13日間の日程で今回は開かれました。提案いたしました議案につきましては、慎重審議をしていただきまして、すべてお認めをいただいたことは、提案者といたしましては大変うれしいこととございます。この審議に当たって

ろいろのご意見をいただきました。また、一般質問についてもたくさんのご意見をいただいたわけでありませけれども、この意見は今後の行政に生かしてまいりたい。このように考えております。

3月11日に大きな地震があって、その後、津波、原子力発電の問題、そしてまた風評被害という三重も四重もの被害があったために、今議会でも当然、防災対策、それに対する対応はどうかということが議論となりました。これも大きな課題でございます、大いに皆さんの意見を参考にしながら努力をしてまいりたいと思っております。

そして、何よりもこの震災によりまして、私たちの既成の知識、これまでの知識を大きく改めなくてはならないという課題も出てきておりますので、その点は役場に勤めておる私たちは真剣に勉強いたしまして、住民の皆さんの安全安心に常に答えていかなければならないと思っております。

この間、姫路でそういった関係の講演がございましたけれども、一つ例を申し上げますと、その先生は「これまで地震があると机の下へ潜ったらいいいというふうに言われておったけれども、これほど危険なことはないんだ」というふうに言われました。どれが本当かなとは思いますが、最新の情報、最新の研究課題をいち早く身につけて、それを住民の皆さんに伝えていくという、役場の職員には大きな研修といいますか、その努力方を進めなければならない課題だと思っております。

そして、この議会では、地方自治はどうあるべきかという根本的な問題が論議をされたわけでありませ。

私は今回の改正というのは「危機的な」という言葉を使ったわけでありませが、なぜそのように使ったかと申しますと、私が町長になりましてからでも、地方自治法は大きく変わっております。第3条第1項というのは、私は非常にすばらしいものだと思っておったわけでありませが、それが今のところは変えられてしまった。前のは、そこに住む地域に住む秩序を守る、福祉・教育を守るというのが第1項にきておったわけですが、その項目が削られておるということは、憲法の五原則と言われておりましたけれども、やや後退しているということは非常に私は残念に思っているわけでありませ。しかも、だんだんと国が本来責任をもつべきナショナルミニマムという問題が軽視されつつあるということは、これも私の懸念するところでありませ。人民のと言いますか、国民のいのちとくらし、人権を守るのは地方自治体の責務ではもちろんありませけれども、第一次的な責務は国家、国にあるわけでありませから、そここのところの観点がだんだん、だんだん薄れて、そういったものが地方に任されていく。それではその権限と財源がついてきているのかと言いますと、なかなかそうではない。それでは一体、地方はどうするのかという問題は大きな課題になってまいります。保育所の問題が多くなりましたけれども、その規模でありますとか、そういった問題については地方自治体にかなり自主性があるということでありませけれども、それは自主性ではなしに、国が責任を放棄したに等しいと私は理解しているわけでありませ、これからは私たち一人一人が地方自治をどう守るか、そして、そのいのちとくらしと人権を守るために、国はどう責任をとってくれるのかという、地方から中央への声を上げなければならないと思っております。それはきょうの神戸新聞の外国人のあの方の談話というのでしょうか、あれは非常に大事な観点だというふうに感心をしているところでありませ、地方から中央への意見を押し上げていくという地方自治の原点は、大いに守らなければならないというふうに感じているわけでありませ。

そういった意味では、皆様方から大変いろいろな提案をいただきました。そして各集落で起こっているよい経験は、直ちに全町のものにしていくという、そういう普及方も役場の職員は大いに努力をしていかなければならないということも勉強したわけであります。

我々は勉強の仕方というのはたくさんありますけれども、多くの研究者の皆さんは、全国の立派な事例をまとめて、それを伝えられる。私たちはその事例をしっかりと学んで、それをよいところはとって普及するという、そういうことがよくやられるわけでは、なかなかクリエートするというふうな、創造するという力があれば一番いいわけですが、それはなかなかできませんので、いいところはできるだけお借りしながら、それを町に当てはめていくというこの努力、それも職員の努力、勉強なしには進められないわけでありますから、そういった事柄については大いに職員を督励いたしまして、一層の普及方を図るように努力をしてみたいと思います。

いずれにしても審議の中でいただいた意見は、極めて貴重であります。今後の行政に生かしていくために努力をしてみたいと思います。

これからは暑くなってまいりますし、そして町の大きな事業もメジロ押しということでございまして、議員の皆さんの絶大なるご協力とご支援を必要としておりますので、ますますご健勝で生活をされまして、大いにご支援賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 2 時 0 8 分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 23 年 6 月 22 日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 石 野 光 市

福崎町議会議員 釜 坂 道 弘